

平川市 地域福祉計画



平成21年3月

青森県平川市

平川市地域福祉計画の策定にあたって

平川市地域福祉計画は、市民憲章の『やすらぎをはぐくみ、助け合うあたたかいまち』『笑顔でふれあう明るいまち』のもと、市民が安心して暮らせる福祉の充実のために、市民の意見を反映させた計画であり、総合的な地域福祉推進の基盤となるものと考えております。

計画策定にあたり、社会福祉協議会と合同で実施した、福祉意識調査及び地域福祉懇談会からは、市民が望んでいる将来の平川市の福祉がより明確なものとして掌握できたことは大きな収穫であります。市民誰もが幸福で安心して住み続けられるために、この地域福祉計画を市の具体的な福祉施策の指針として、今後5年間の計画として地域福祉のまちづくりに生かしてまいります。

地域が元気で一人ひとりが笑顔で暮らせる平川市を目指し、地域と行政が協働でつくる地域活動や福祉活動の充実を図り、福祉の向上に務めます。この計画を実効あるものにするためにも市民の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

なお、地域福祉計画策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、福祉意識調査や福祉懇談会にご協力いただきました市民をはじめ関係各位に深く感謝申し上げます。

平成21年3月

平川市長 外 川 三千雄

平川市地域福祉計画 目次

第1章 計画の概要

1 計画設定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2

第2章 平川市の現状と課題

1 地域福祉の現状	3
(1) 人口と世帯の推移	3
(2) 高齢者（65歳以上）世帯数の推移	4
(3) 高齢者（65歳以上）に占める要介護等認定者の推移	5
(4) 障害者手帳等所持者の推移	6
(5) 生活保護の状況	7
2 地域福祉の課題	8
(1) 市民アンケート調査結果の概要	8
(2) 地域懇談会の結果	22
3 課題の総括	35

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念	36
2 基本目標	36

第4章 施策の推進

1 思いやりあふれる支え合いの充実	39
(1) 地域福祉ネットワークの構築	39
(2) 相談体制の充実	40
(3) 支援体制の充実	41
2 ほほえみあふれる子育て環境の整備	42
(1) 子育て支援体制の充実	42
(2) 放課後における児童の健全育成	44
(3) 子育て支援意識の啓発	45
(4) 児童虐待の防止	46

3	いたわりに満ちた高齢者のためのまちづくり	47
(1)	高齢者の在宅福祉サービスの充実	47
(2)	高齢者の就労などに関する支援の充実	48
(3)	高齢者の生きがい対策の推進	49
4	やさしさあふれる障害者のためのまちづくり	52
(1)	障害者の在宅福祉サービスの充実	52
(2)	障害者の訓練・就労支援の充実	52
(3)	障害者の相談・支援体制の充実	53
5	元気あふれる健康づくりの推進	54
(1)	疾病の予防・早期発見	54
(2)	自主的な健康づくりへの支援	56
(3)	こころの健康づくり	56
(4)	歯科保健対策の推進	56
(5)	地域活動組織への支援	57
6	あたたかさあふれる医療体制の充実	58
(1)	地域医療の充実	58
7	くらしを支える社会保障制度の充実	58
(1)	国民健康保険の充実と健全運営	58
(2)	国民年金の充実	59
(3)	介護保険の充実と健全運営	60
第5章 計画推進のための方策		
1	具体的な計画の推進	61
(1)	地域住民、事業者、行政の役割と推進体制	61
(2)	関係機関や各種団体との連携	61
(3)	社会福祉協議会との連携	62
2	計画の普及啓蒙と実践	62
(1)	計画の普及啓蒙	62
(2)	計画の具体的な展開と実践	62
(3)	計画の推進体制	63
参考資料		64

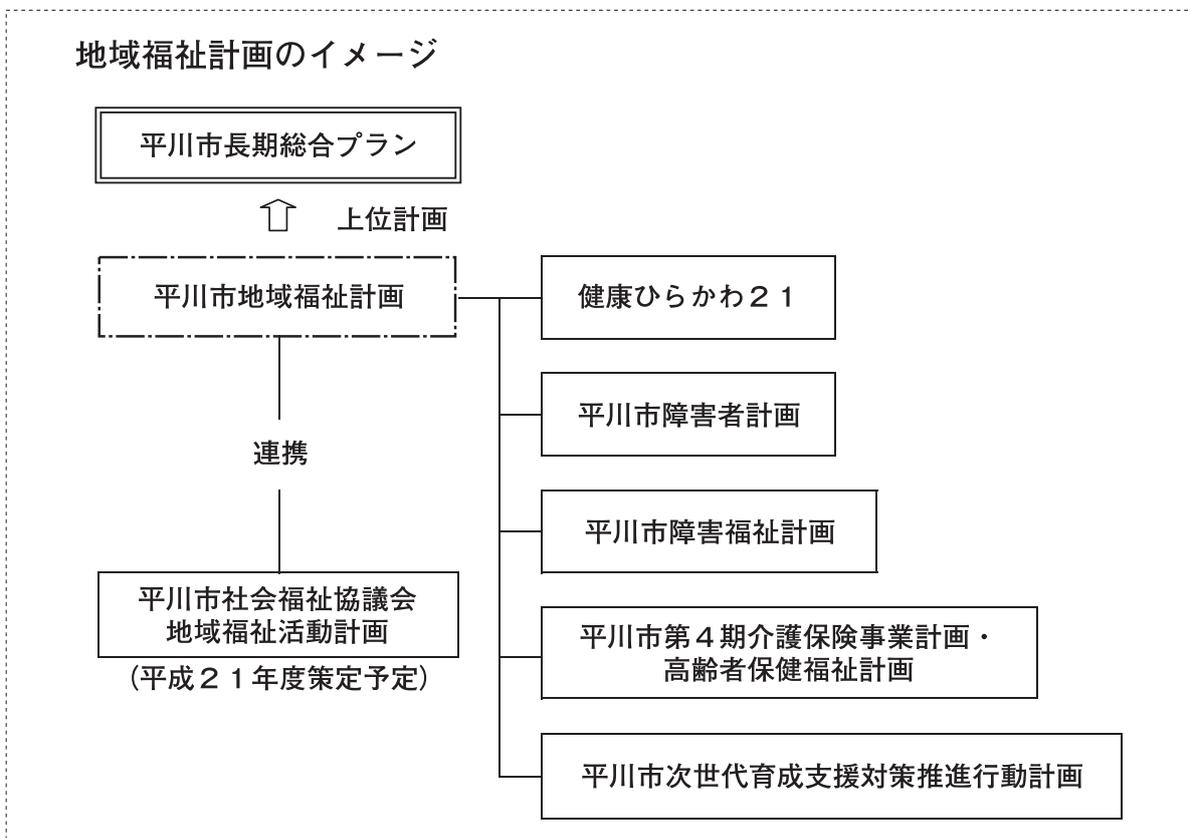
第1章 計画の概要

1 計画設定の趣旨

全ての市民が住みなれた地域において、生きがいを持って生活できるように、市民の皆さんが主体的に地域福祉活動を展開できる環境を構築するために、本計画において健康福祉分野の各種計画との総合や連携による新たなかたちで、福祉活動のガイドラインを示すこととしました。

2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、平川市長期総合プランを上位とした、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、平川市の各種計画及び平川市社会福祉協議会が策定する「平川市地域福祉活動計画」と連携を図りながら総合的に推進するものである。



社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画期間

平成21年度から平成25年度までの5ヵ年とします。

なお、必要に応じて見直しを行います。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画 策定						次期 計画
						

第2章 平川市の現状と課題

1 地域福祉の現状

(1) 人口と世帯の推移

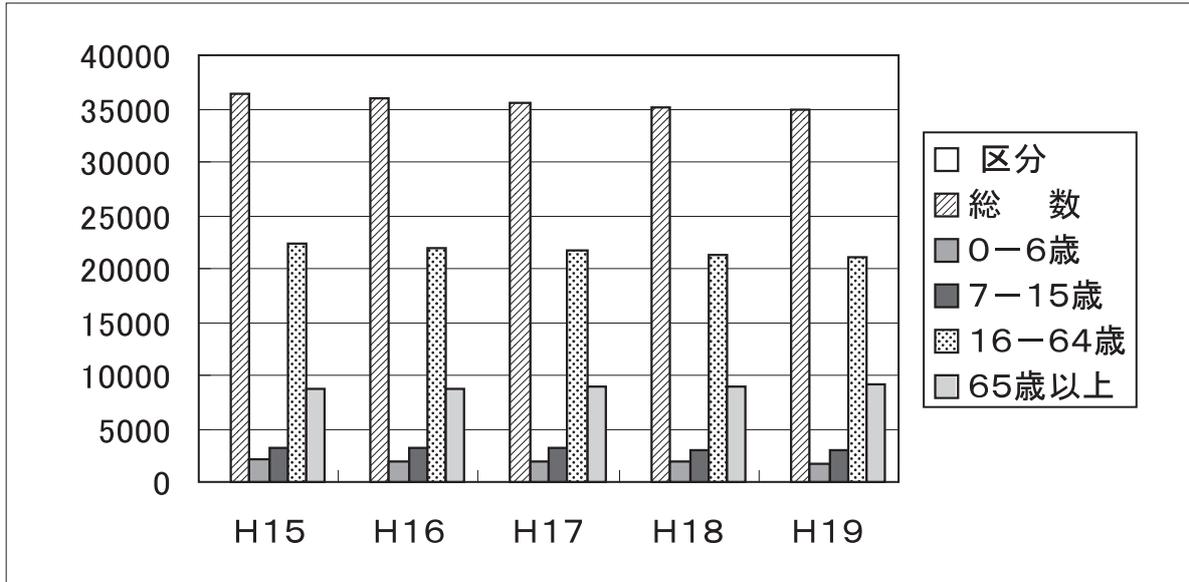
総人口は毎年約1%の減少傾向にあり、特に0歳から6歳までの人口は毎年約3%から5%の減少がみられ、7歳から15歳、16歳から64歳では約1%から2%の減少である。

しかし、65歳以上の人口は年々増加しており、高齢化比率も26%に達している。

世帯数は人口減少に対して、毎年増加しており一世帯当りの人口は平成15年の3.38人から平成19年の3.17人と減少している。

区分 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19
総数	36,283	35,939	35,607	35,190	34,953
0 - 6歳	2,053	1,991	1,890	1,812	1,763
7 - 15歳	3,168	3,128	3,101	3,039	2,999
16 - 64歳	22,344	22,014	21,686	21,301	21,113
65歳以上	8,718	8,806	8,930	9,038	9,078
高齢化比率	24.0%	24.5%	25.1%	25.7%	26.0%
世帯数	10,742	10,807	10,867	10,929	11,012

資料：住民基本台帳（各年度末現在）



(2) 高齢者（65歳以上）世帯数の推移

65歳以上の一人暮らし世帯について、平成17年度の住民基本台帳数値からの推移をみると、各年度、全世帯に対し年間0.4%から0.5%の比率で増加しており、今後の傾向も同様に推移するものと思われる。

区分 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19
全世帯数	10,742	10,807	10,867	10,929	11,012
65歳以上一人暮らし世帯 (全世帯数に対する比率)	751 7.0%	777 7.2%	1,051 9.7%	1,116 10.2%	1,169 10.6%

※各年度末現在数（16年度までは実数、17年度以降は住民基本台帳による）

(3) 高齢者（65歳以上）に占める要介護等認定者の推移

平川市の要支援・要介護認定者は、平成20年3月末現在で2,018人となっています。過去の推移をみると、全体的に増加傾向にあります。特に平成17年度以降は要介護度の重度化が顕著にみられます。高齢化に伴い、今後さらに認定者数の増加が見込まれます。

要介護度別認定者数

区分 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19
要支援1					203
要支援2					340
経過的要介護	425	476	459	379	
要介護1	546	584	595	658	241
要介護2	265	280	290	365	553
要介護3	203	194	206	228	265
要介護4	160	183	200	213	218
要介護5	200	204	173	172	198
合計	1,799	1,921	1,923	2,015	2,018

※資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）



(4) 障害者手帳等所持者の推移

身体障害者手帳所持者について、平成15年度と19年度の数値で比較すると減少しているが、平成17年度の町村合併時からの数値でみると微増となっている。

愛護手帳と精神保健福祉手帳については、いずれも年々増加傾向にあり、特に精神保健福祉手帳所持者の伸び率が高くなっている。

区分 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19
身体障害者手帳	1,781	1,871	1,487	1,470	1,497
愛護（療育）手帳	250	256	248	248	263
精神障害者保健福祉手帳	124	115	145	150	157

※H15・H16は県中南地方健康福祉こどもセンター資料、H17以降は市資料

障害者手帳を所持することによる各種制度（主なもの）

○重度心身障害者医療制度（重度医療）制度

内 容：障害者が病院等で支払う自己負担分の医療費の助成

対象者：身体障害者手帳1、2級及び内部障害3級の人・愛護（療育）手帳Aの人・精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※年齢、所得等の制限があり

○障害者有料道路通行料金割引制度

内 容：障害者が有料道路を通行する際の割引制度（利用料金が5割引）

対象者：①身体障害者で自ら車を運転する人 ②身体障害者手帳又は愛護（療育）手帳に「第1種」の表示がある人で、同居する家族の人が所有し運転する車に乗車する人

○NHK放送受信料の減免制度

内 容：障害の内容等によるNHK放送受診料の減免制度

対象者：【全額免除】身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯の構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合
【半額免除】世帯主が視覚や聴覚に障害者がある場合や重度の障害者である場合

(5) 生活保護の状況

生活保護受給状況は合併当初からみると、高齢者世帯の増加、雇用情勢の悪化（特に団塊世代）、障害者（精神疾患）の増加、離婚等による母子家庭の増加などにより、年々増える傾向にある。

年月	世帯数	全世帯比率	年月	世帯数	全世帯比率	年月	世帯数	全世帯比率
H18. 1月	280	2.58%	H19. 1月	308	2.82%	H20. 1月	320	2.91%
H18. 2月	284	2.62%	H19. 2月	304	2.78%	H20. 2月	325	2.95%
H18. 3月	286	2.63%	H19. 3月	304	2.78%	H20. 3月	328	2.98%
H18. 4月	292	2.68%	H19. 4月	306	2.80%	H20. 4月	323	2.93%
H18. 5月	296	2.72%	H19. 5月	308	2.82%	H20. 5月	320	2.91%
H18. 6月	296	2.71%	H19. 6月	306	2.79%	H20. 6月	318	2.89%
H18. 7月	296	2.71%	H19. 7月	305	2.78%	H20. 7月	315	2.86%
H18. 8月	299	2.74%	H19. 8月	310	2.83%	H20. 8月	315	2.86%
H18. 9月	297	2.71%	H19. 9月	311	2.84%	H20. 9月	319	2.89%
H18.10月	301	2.75%	H19.10月	315	2.87%	H20.10月	318	2.89%
H18.11月	301	2.75%	H19.11月	312	2.84%	H20.11月	317	2.88%
H18.12月	307	2.81%	H19.12月	316	2.88%	H20.12月	315	2.86%

※資料：福祉行政報告

2 地域福祉の課題

(1) 市民アンケート調査結果の概要

20代から70代の男女各世代100人、合計1,000人を無作為に抽出し、平川市民生委員児童委員協議会員による配布と回収のご協力を得て実施することが出来ました。回収数は845人でした。

「平川市地域福祉計画」・「平川市地域福祉活動計画」 アンケート調査
--

問1. あなたの性別と、年齢をお書きください。

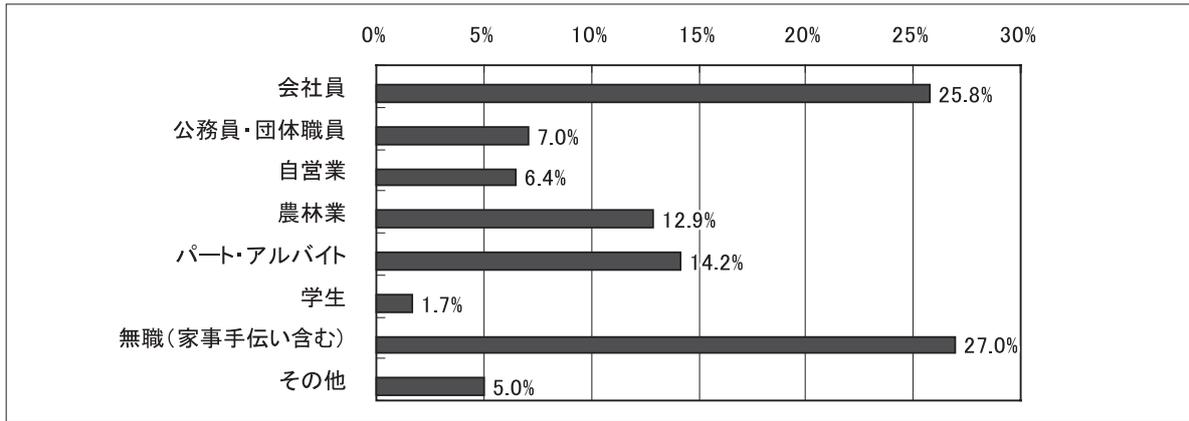
性別	男	女	合計
人数	384	461	845

20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計
119	140	139	146	147	143	11	845

問2. あなたの住んでいる地域はどちらですか。

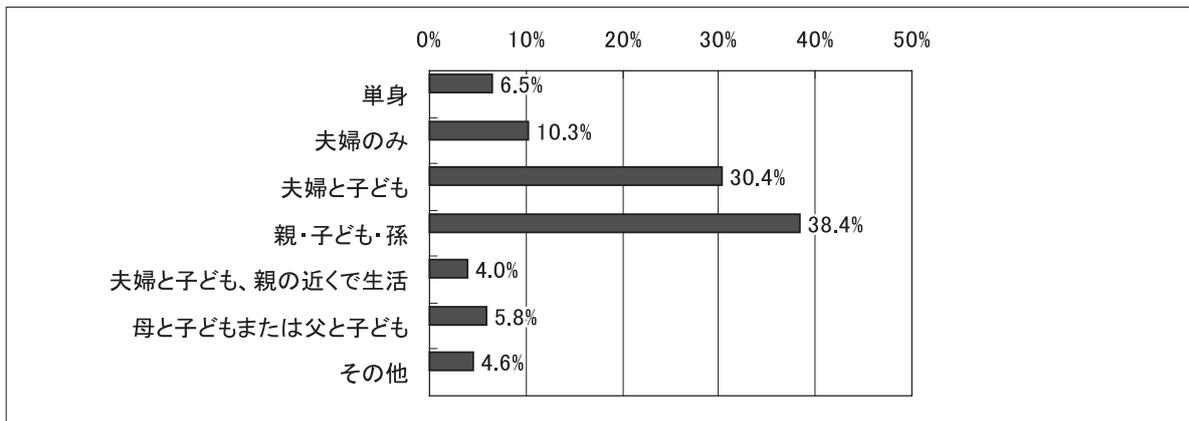
地 域	男	女	合 計
平 賀 地 域	231	277	508
尾 上 地 域	118	137	255
碓ヶ関地域	35	47	82
合 計	384	461	845

問3. あなたの職業を、次のうちから1つに○をつけてください。



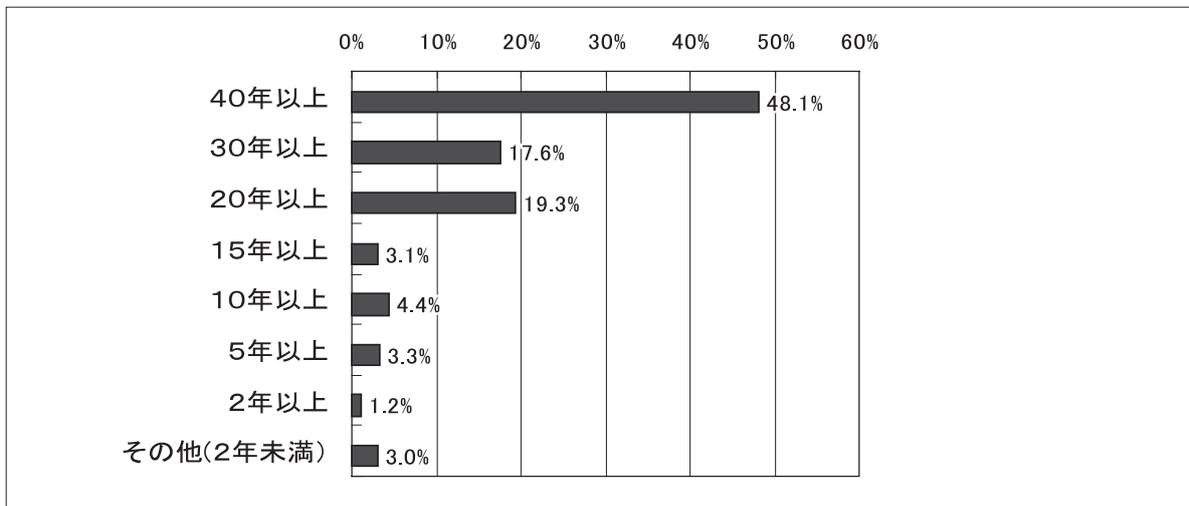
問4. あなたは現在、どのような家族形態で暮らしていますか。

次のうちから1つに○をつけてください。

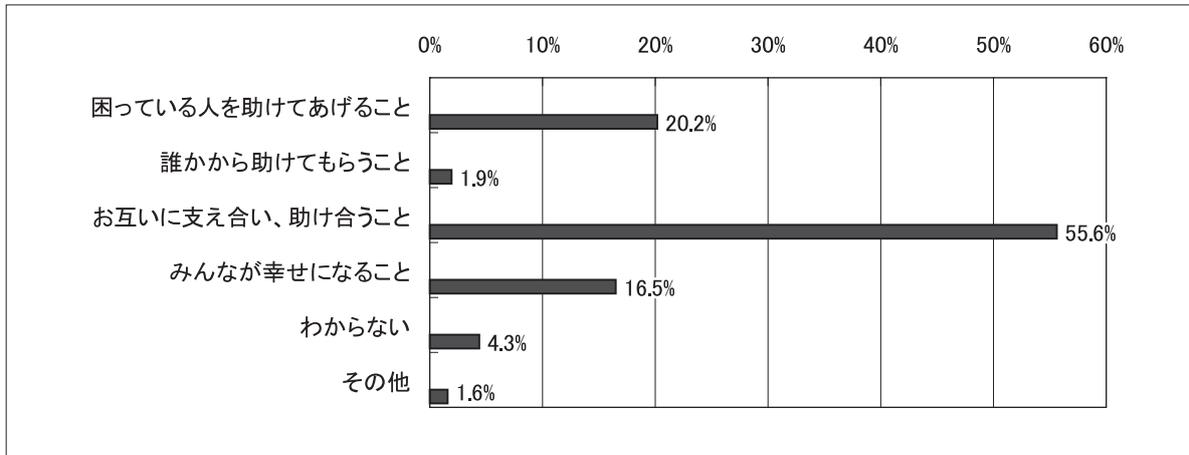


問5. あなたは、平川市に住んで何年になりますか。

次のうちから1つに○をつけてください。(合併前の町村も含む。)

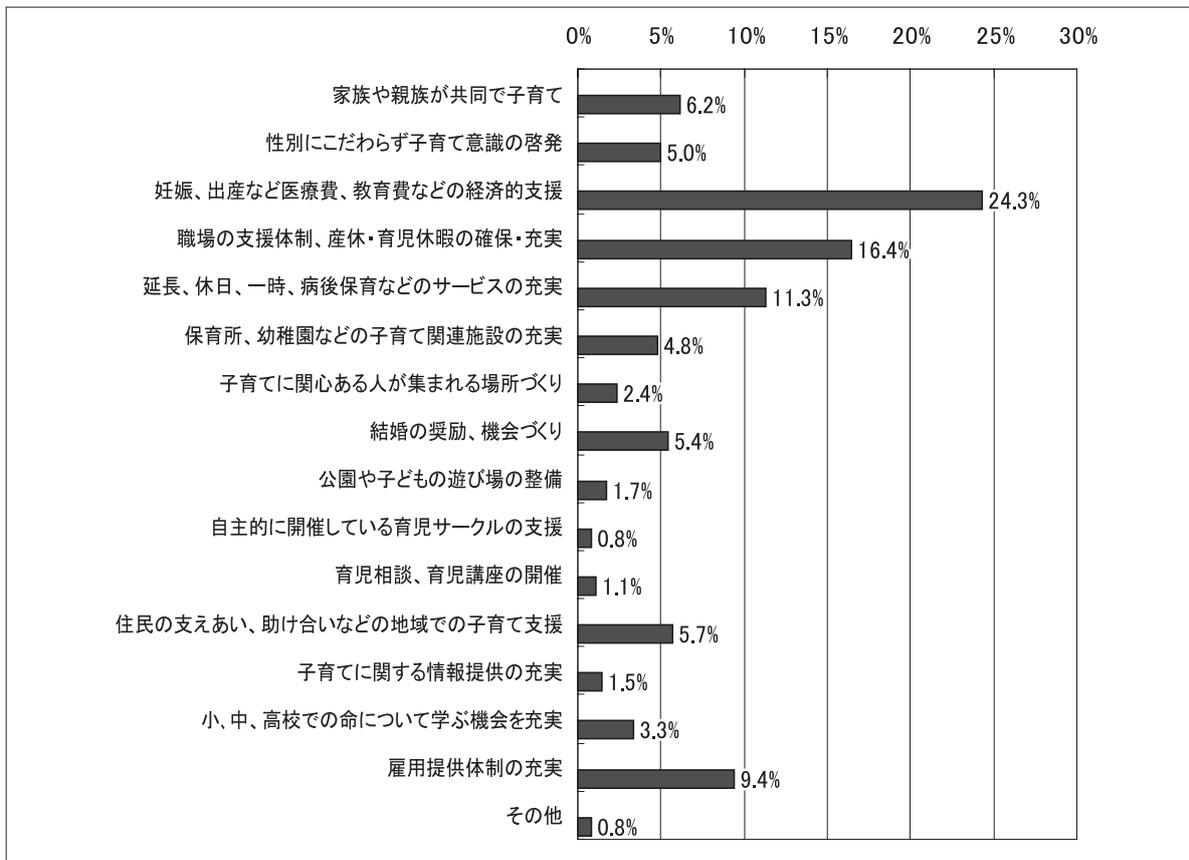


問6. あなたは「福祉」という言葉を、いつもどのように感じていますか。
次のうちから1つに○をつけてください。



※その他（主なもの） ・ 行政による安定した生活環境 ・ 様々なサービスの総称
・ ボランティア ・ 行政と地域住民との連携

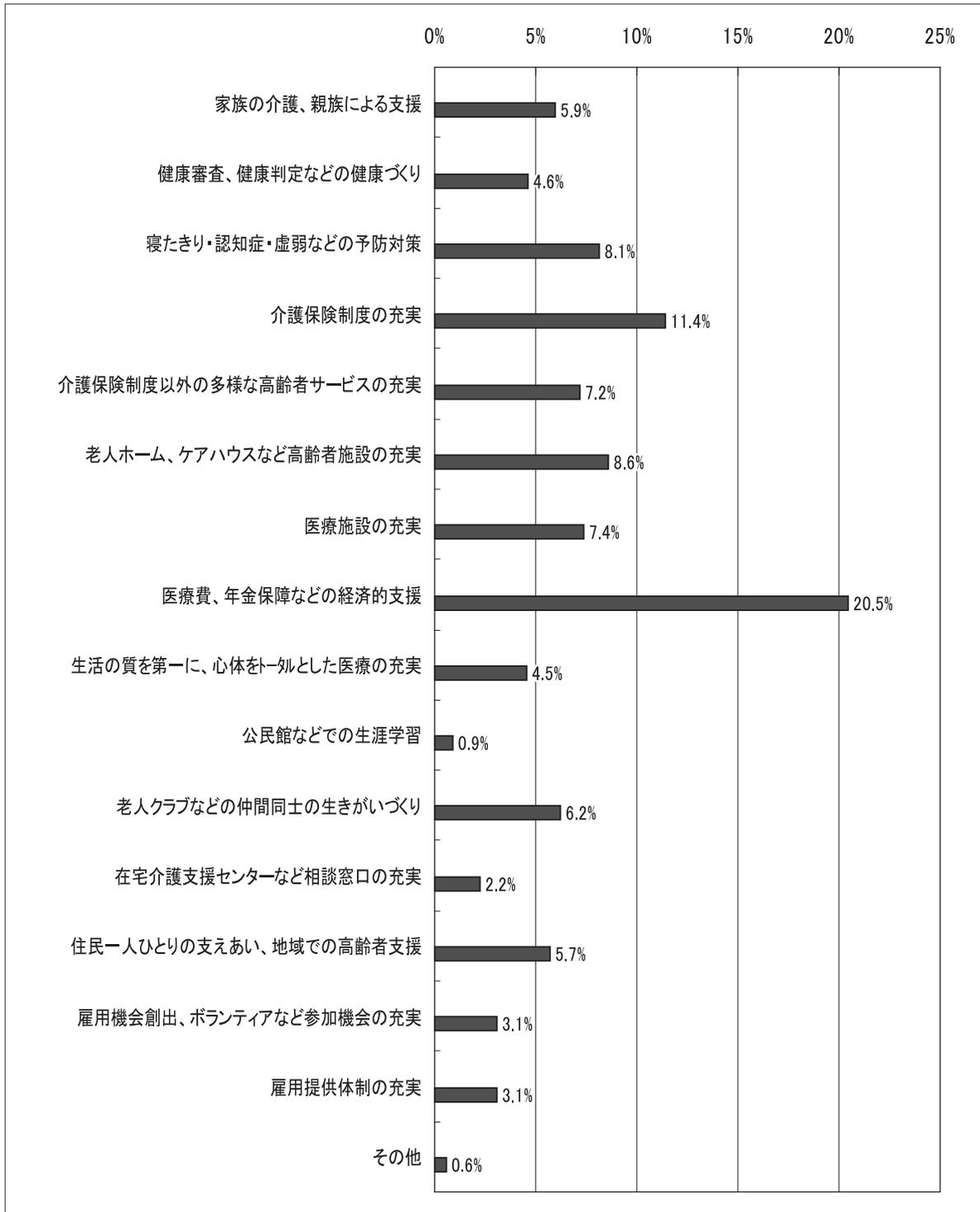
問7. 少子化の対策として、あなたは何が必要だと思いますか。
次のうちから3つまで○をつけてください。



※その他（主なもの） ・ 安心して出産できる施設の整備

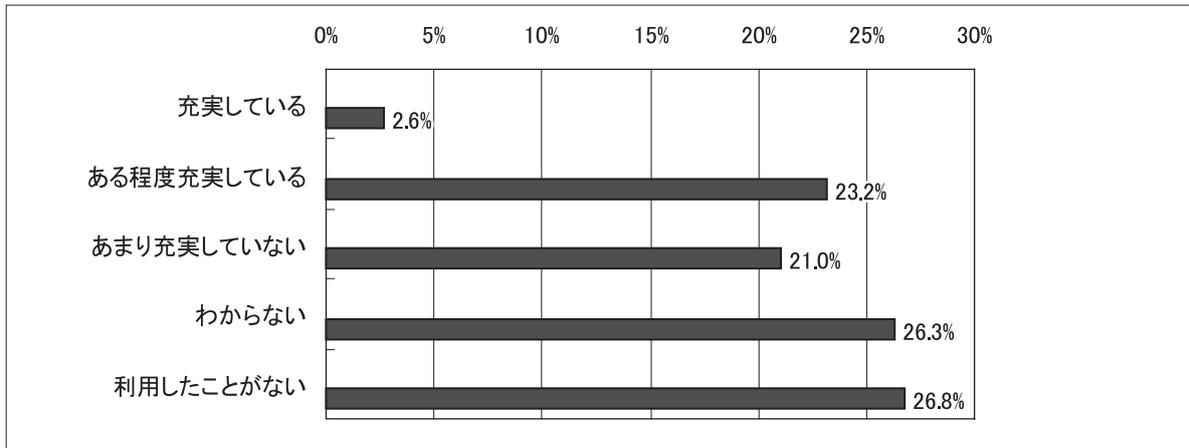
問8. 高齢化の対策として、あなたは何が必要だと思いますか。

次のうちから3つまで○をつけてください。

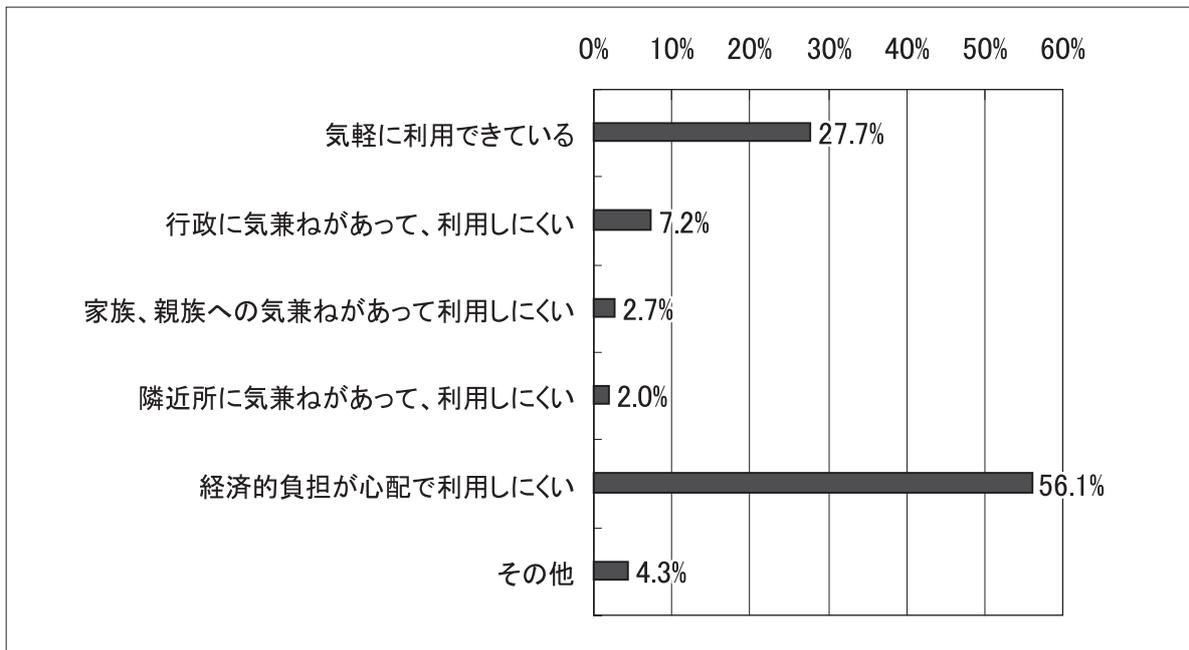


- ※その他（主なもの）
- ・各種制度の簡略的な説明機会の拡充
 - ・高齢者世帯への定期的な訪問活動の充実
 - ・高齢者自らが健康づくりを考える環境整備

問9. あなたは、現在の福祉サービスについて、どうお考えですか。
次のうちから 1つに○をつけてください。

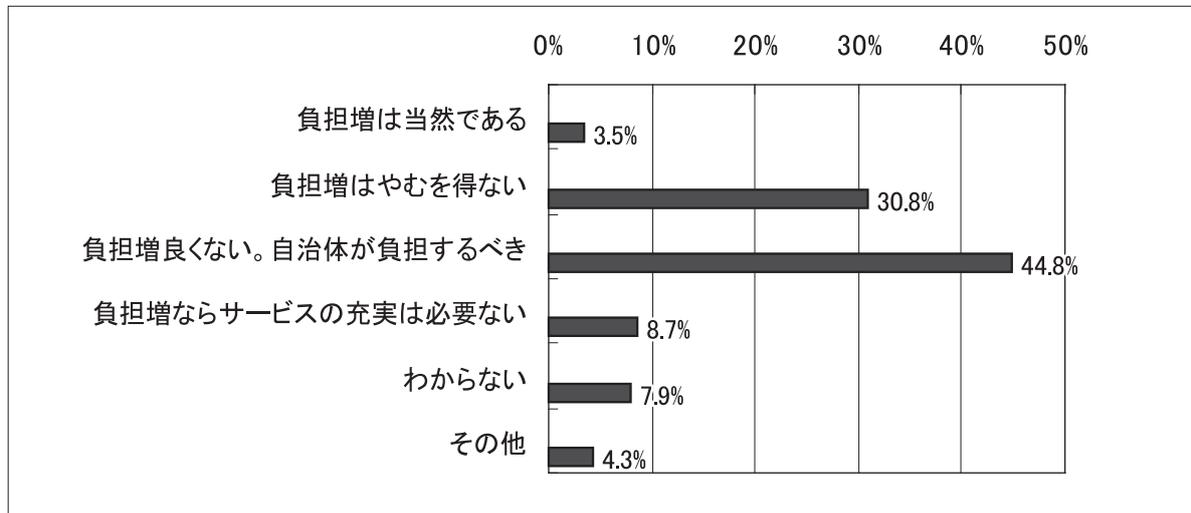


問10. あなた自身、又はあなたの家族が、福祉サービスを必要としたときに、抵抗なくサービスを利用することができますか。
あなたの考えに最も近いものを 1つに○をつけてください。



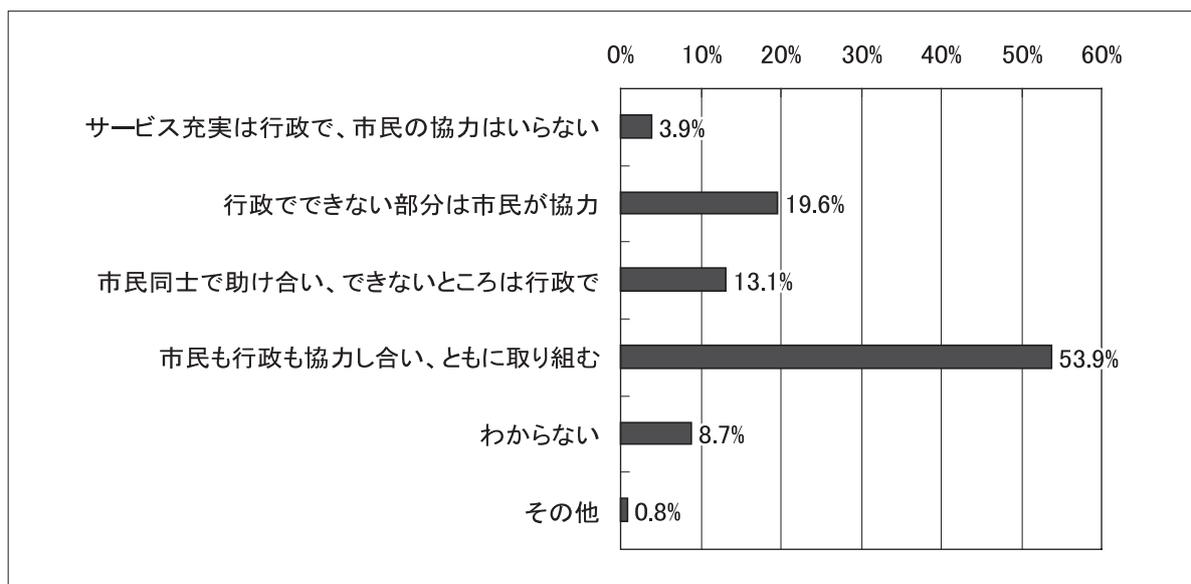
- ※その他（主なもの）
- ・手続きなどに時間がかかりすぎる
 - ・サービス内容がわからないので利用しにくい
 - ・気楽に利用できる環境にない
 - ・事業者やスタッフに信頼をもてないで利用しにくい

問11. 福祉サービスを充実するためには、個人の経済的な負担などが増えることが予想されますが、このことについてどのようにお考えですか。
次のうちから 1つ に○をつけてください。



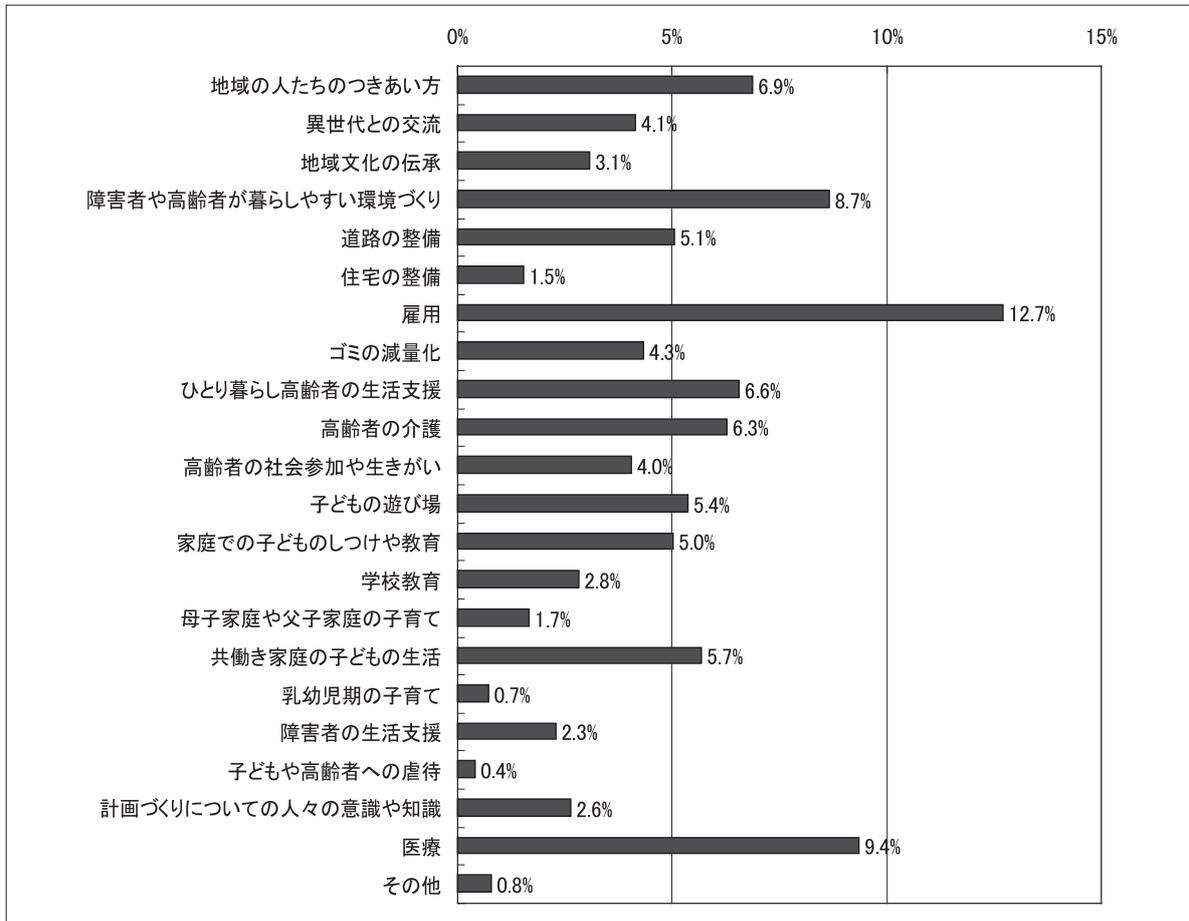
- ※その他（主なもの）
- ・過剰なサービスなどを省いて負担を増やさない施策を
 - ・負担増を一律でなく、収入に合った仕組みに
 - ・国や地方自治体のムダを解決して、個人負担は避けるべき

問12. 福祉サービスを充実させていくうえで、市民と行政の関係は、どうあるべきだとお考えですか。次のうちから 1つ に○をつけてください。



- ※その他（主なもの）
- ・サービスの内容説明の充実を図る
 - ・サービスに係る経費をわかり易く公表するべき

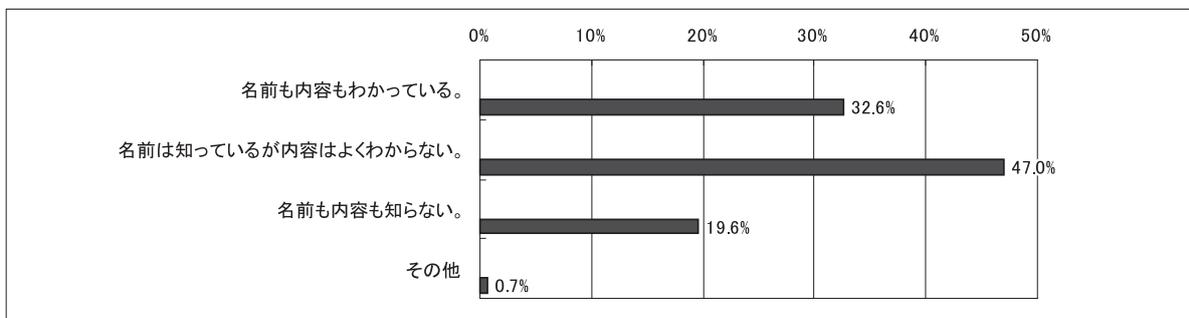
問13. あなたの住んでいる地域には、どのような課題や問題があると感じていますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。



- ※その他（主なもの）
- ・ 災害時の連絡、避難場所の整備不足
 - ・ 街路灯の整備
 - ・ 水路の危険性の解決
 - ・ 除排雪充実
 - ・ 歩道（通学路）の整備

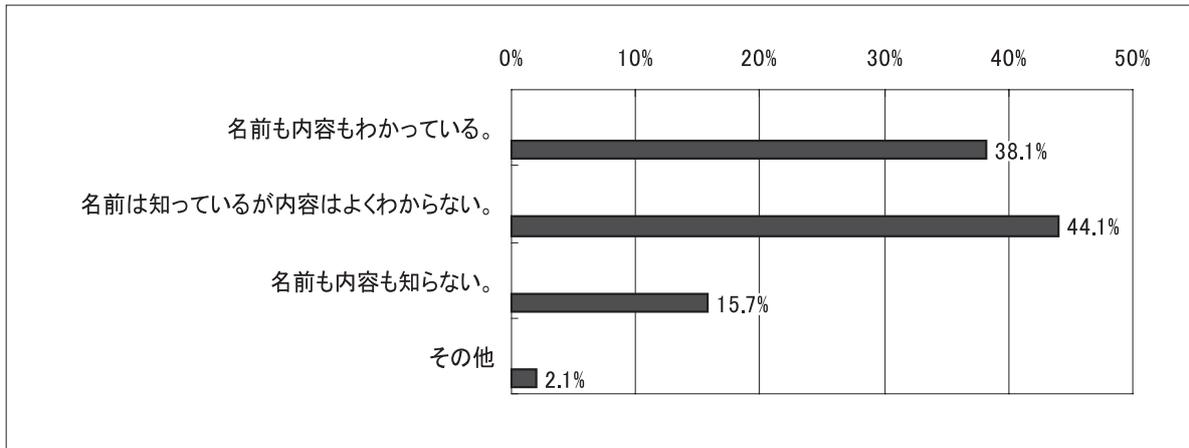
問14. 「平川市社会福祉協議会」のことについてお聞きします。

次のうちから1つに○をつけてください。



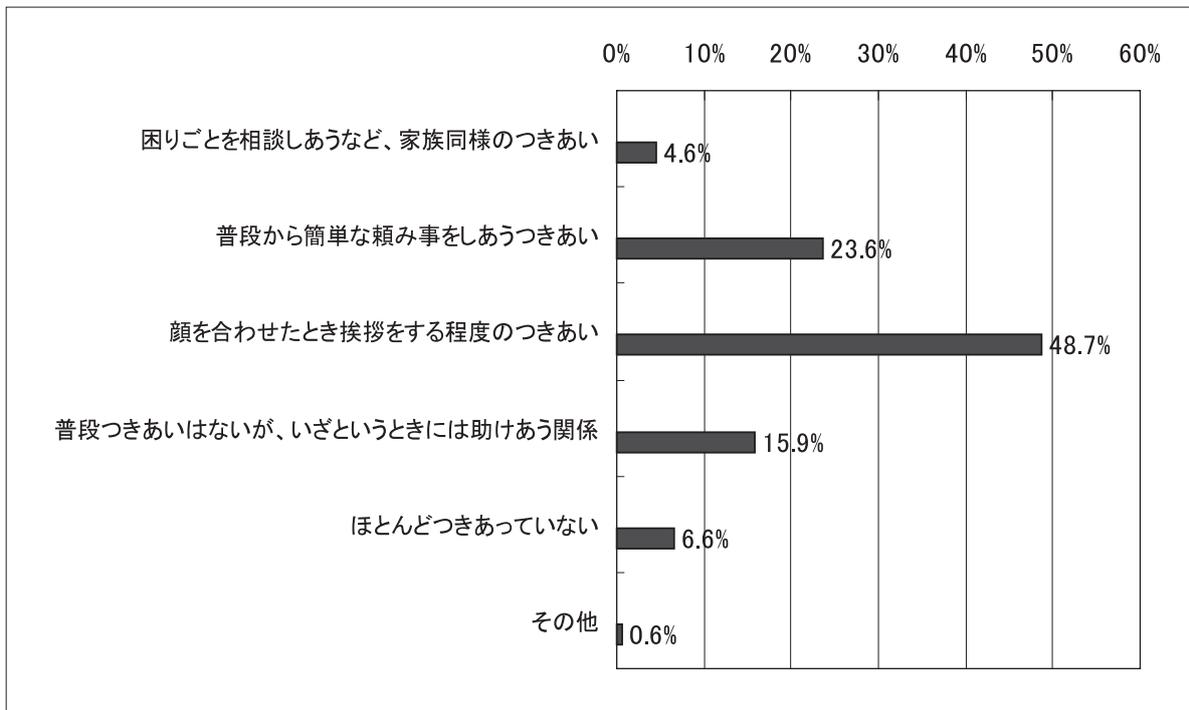
- ※その他
- ・ 社会福祉協議会の内容を広報誌で具体的に

問15. 市内には、地域ごとに「民生委員・児童委員」がいますが、そのこと
 についてお聞きします。次のうちから 1つ に○をつけてください。



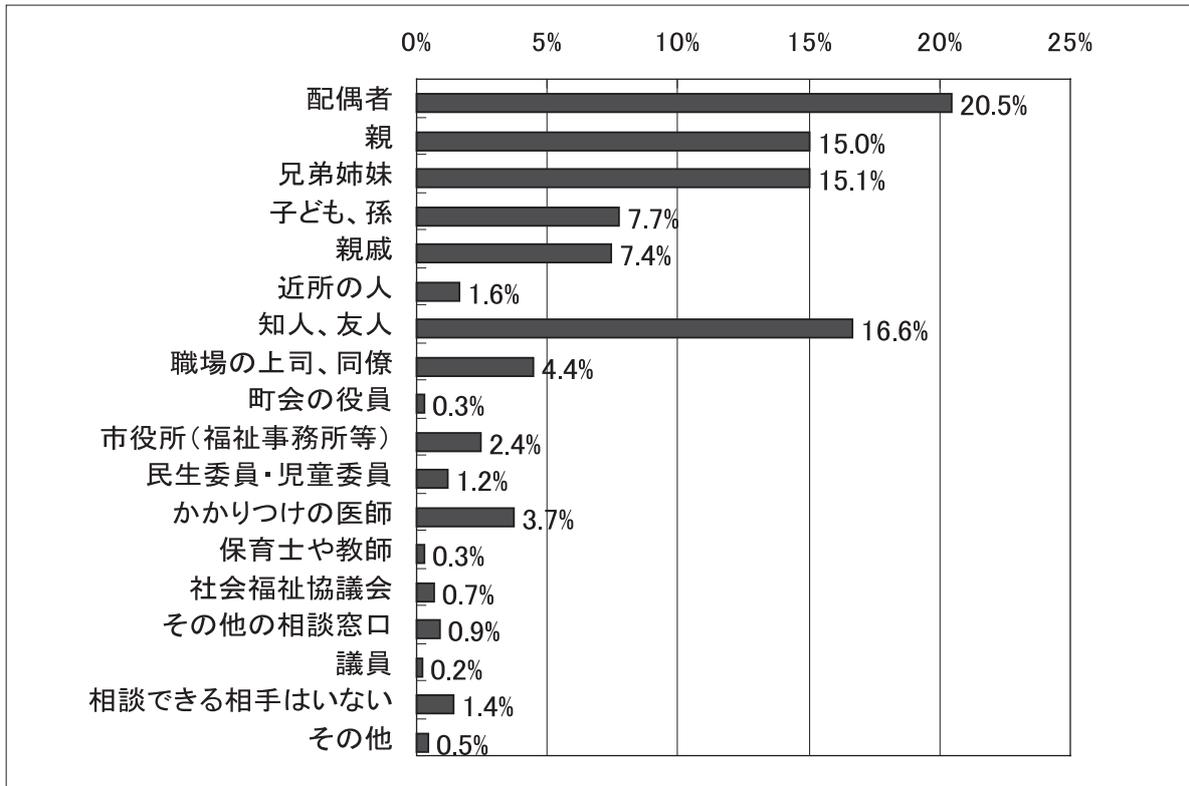
※その他（主なもの） ・民生委員は知っているが、児童委員という名称は知らなかった

問16. あなたは、ご近所の人と、どの程度のおつきあいがありますか。
 最も近い関係をあらわしているものを 1つ に○をつけてください。



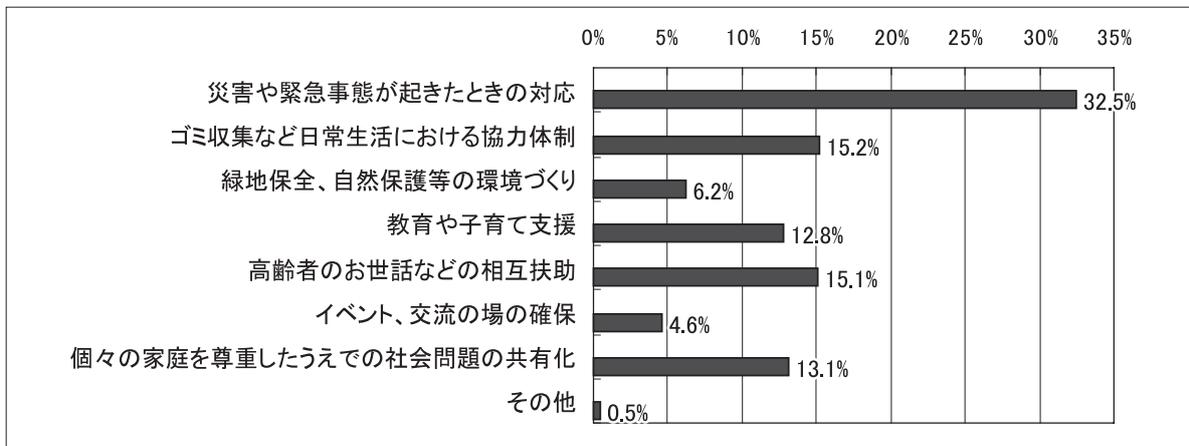
※その他（主なもの） ・食べ物をあげたり、もらったりするつきあい

問17. あなたは、日常生活での困りごとや、医療・福祉・教育などの事を誰に相談しますか。いつも相談する相手を3つまで○をつけてください。



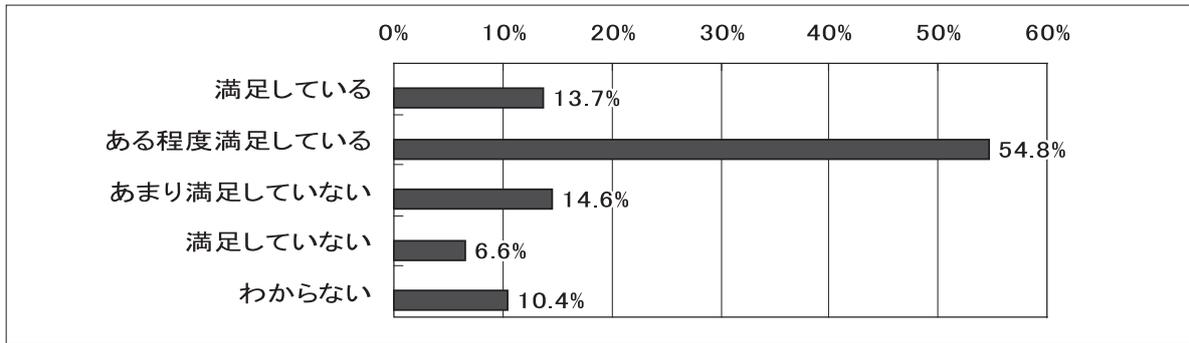
※その他（主なもの） ・ 困ったときはその都度専門家に
・ 相談する施設がない

問18. あなたは、地域社会の役割について、どのようなことを期待しますか。次のうちから3つまで○をつけてください。

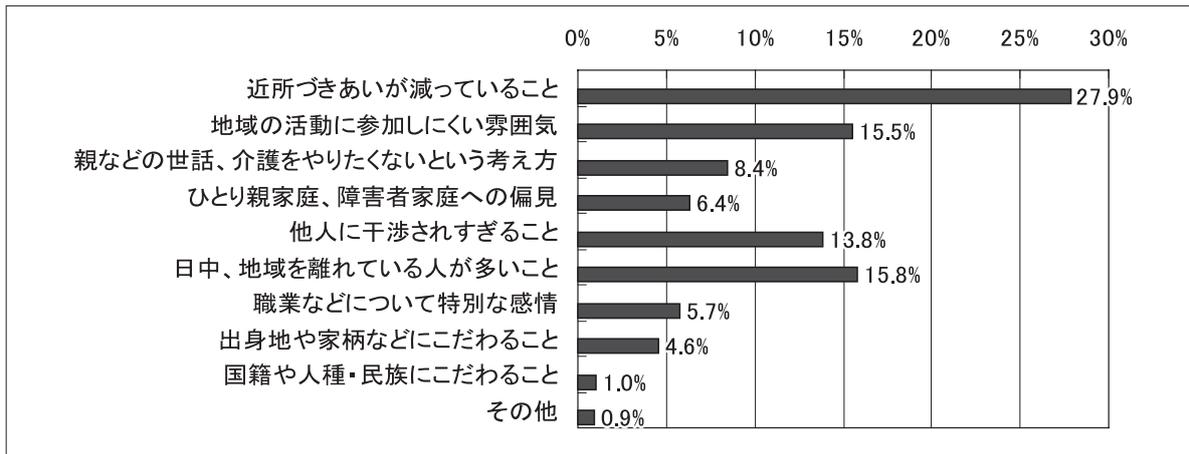


※その他（主なもの） ・ 多様な診療科目を整備した、医療施設の治療支援

問19. あなたは、今住んでいる地域社会について、満足していますか。
次のうちから 1つ に○をつけてください。

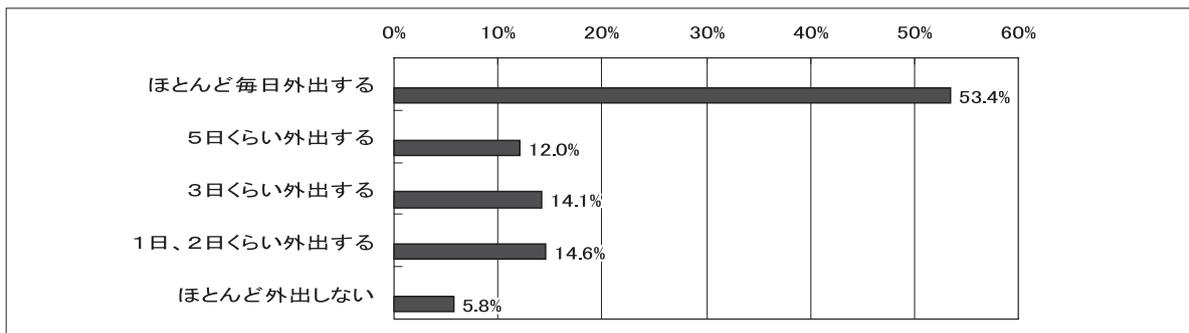


問20. 住民がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで、問題となることはなんだと思いますか。次のうちから 3つ まで○をつけてください。



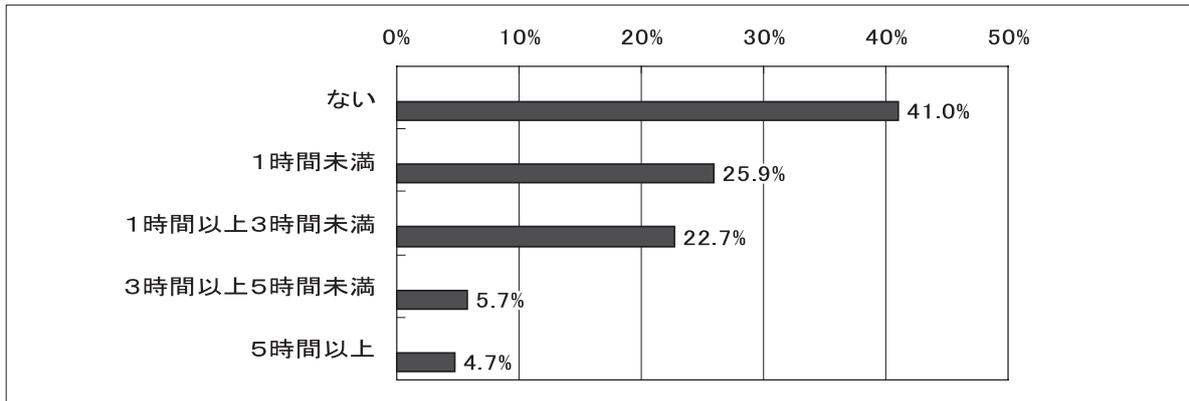
※その他（主なもの） ・ 世代間交流の減少
・ 仕事の関係で地域活動に参加できない

問21. あなたは、週に何日くらい外出（通学・通勤・買い物などを含む）しますか。次のうちから 1つ に○をつけてください。

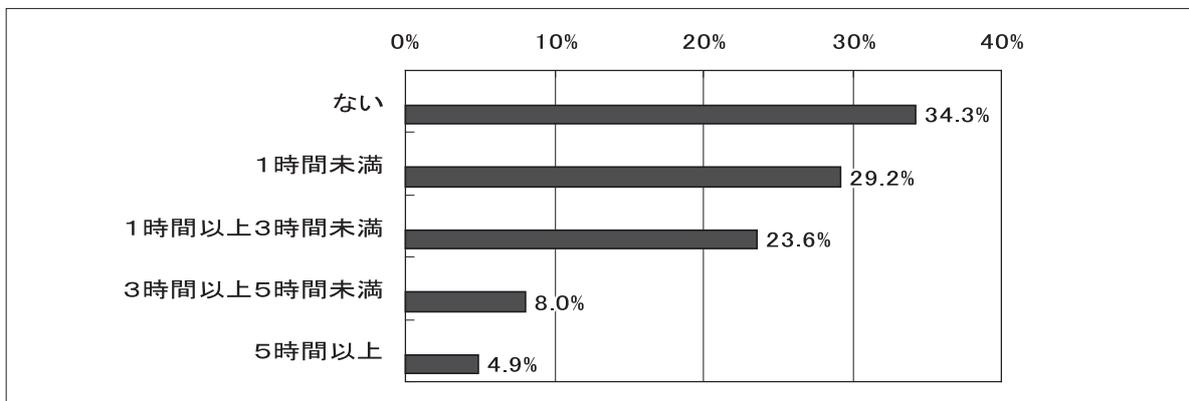


問22. あなたは1日のうち、自由に使える時間（余暇時間）をどのくらいお持ちですか。朝、昼、夜に分けて、それぞれ1つずつに○をつけてください。

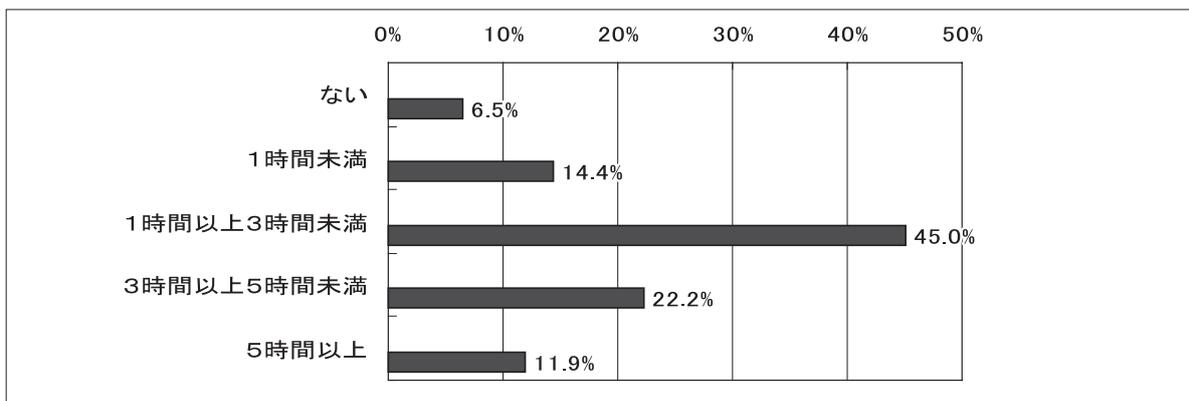
朝（起床から正午）は



昼（正午から午後6時）は

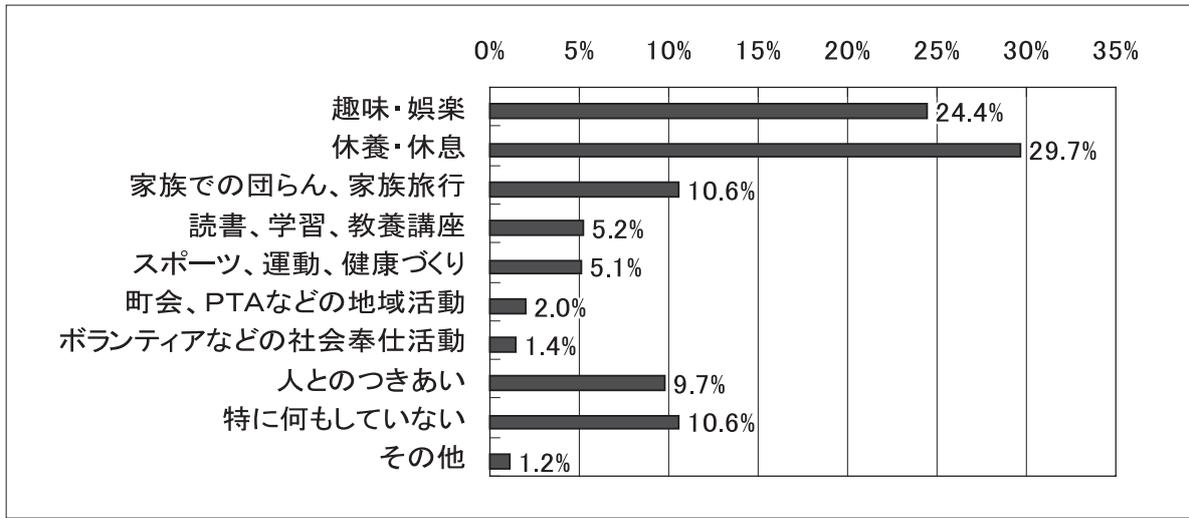


夜（午後6時から就寝）は



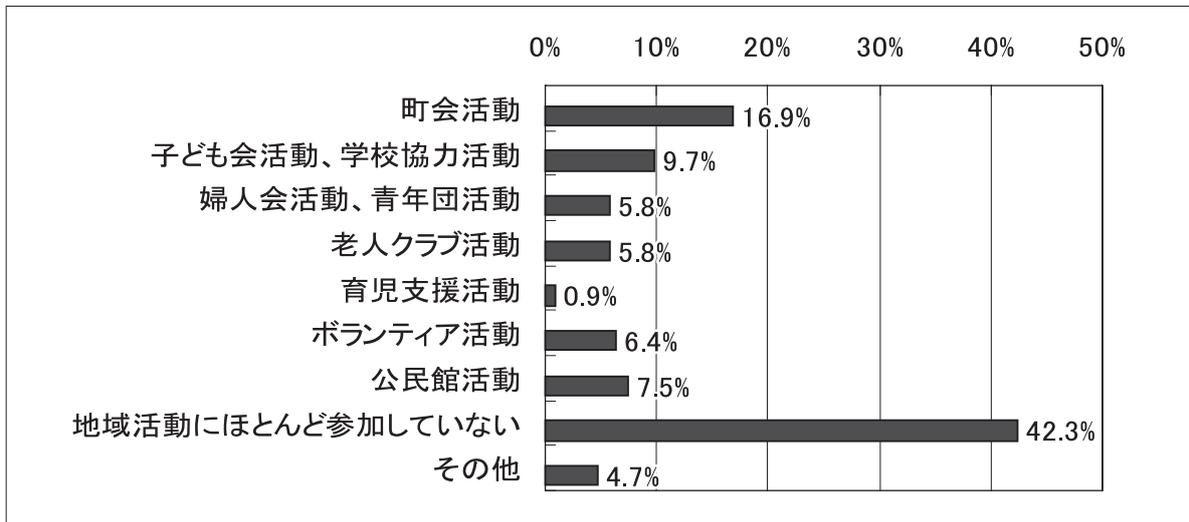
問23. あなたは、余暇時間をどのようなことに使っていますか。

次のうちから3つまで○をつけてください。



- ※その他（主なもの）
- ・買い物
 - ・普段出来ない家事

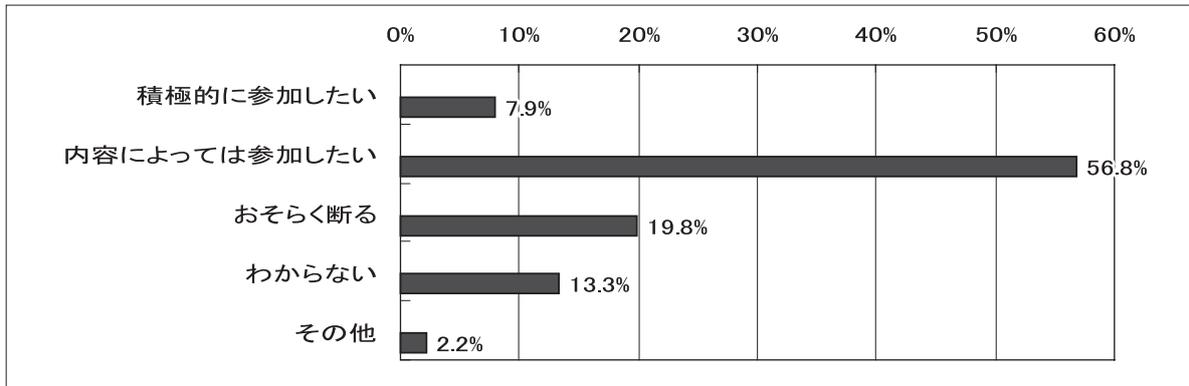
問24. あなたはどのような地域活動に参加していますか。次のうち多く参加しているものから3つまで○をつけてください。



- ※その他（主なもの）
- ・交通安全活動
 - ・消防団活動
 - ・農業生産組織（農産物加工組織）
 - ・地域芸能活動

問25. 地域活動への参加の依頼があった場合、あなたはどうしますか。

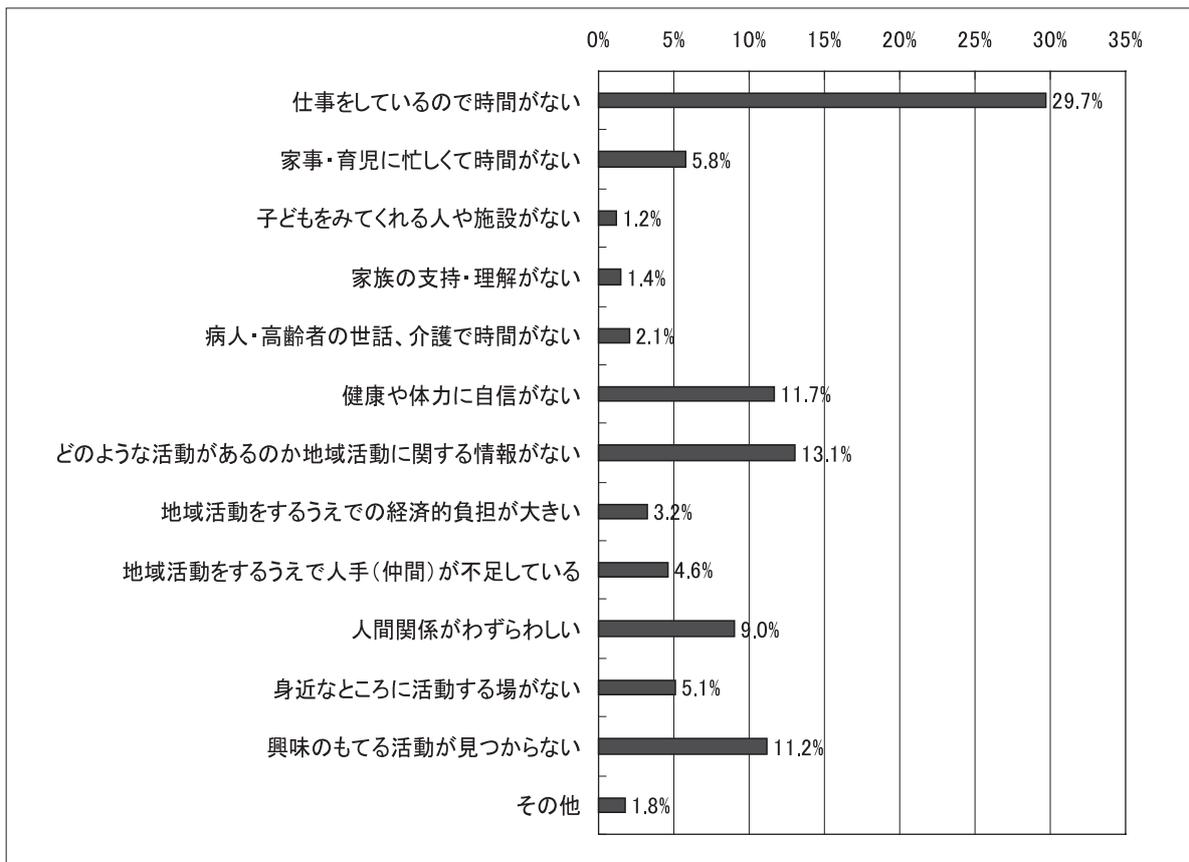
次のうちから 1つ に○をつけてください。



- ※その他（主なもの）
- ・休みの日であれば参加したい
 - ・体調がよければ参加する

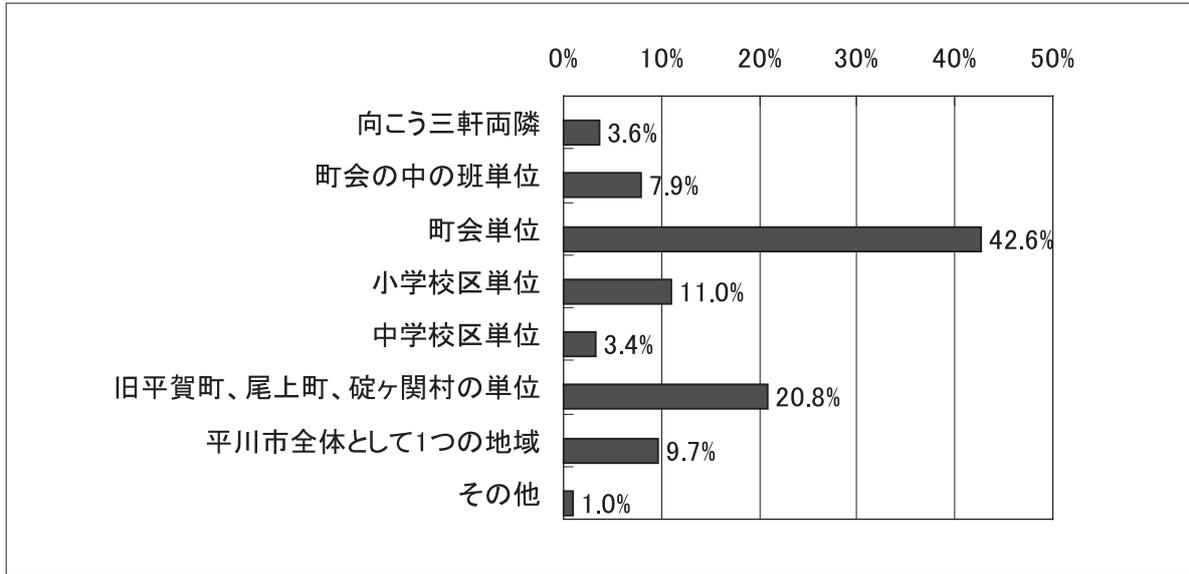
問26. あなたが地域活動に参加するうえで、支障になることがありますか。

次のうちから 3つまで に○をつけてください。



- ※その他（主なもの）
- ・休日でないとは参加できない
 - ・要請がないと参加しづらい

問27. あなたは「地域」というと、どのくらいの範囲をイメージしますか。
次のうちから1つに○をつけてください。



※その他（主なもの） ・ものの内容で変わる
・津軽と南部など



(2) 地域懇談会の結果

【地域懇談会開催通知文書】

平成20年12月15日

平川市民 各位

「地域福祉懇談会」の開催のお知らせ

平川市では、行政計画としての「地域福祉計画」を、平川市社会福祉協議会では、民間の行動計画としての「地域福祉活動計画」を策定します。

両計画の策定にあたり、市民の皆さんからのご意見・ご提言等を計画に反映させるため、下記のとおり、平成21年1月から市内の小中学校を単位として「地域福祉懇談会」を開催します。

懇談会では、各地域の現状、課題を整理し、アンケート調査の結果を基に、今後の地域福祉がどうあれば良いのかについて、懇談したいと思います。

なお、当日は、皆さんのお住まいの小中学校の会場へ、直接お越しくくださるようお願いします。市民の皆さんの多数のご参加をお待ちしております。

各地区 午後2時～午後4時

開催日	対象小中学校	開催場所
1月21日(水)	金田小学校	平川市尾上地域福祉センター
1月23日(金)	猿賀小学校	平川市尾上地域福祉センター
1月28日(水)	柏木小学校	柏木町コミュニティセンター
1月30日(金)	大坊小学校	大坊コミュニティセンター
2月4日(水)	小和森小学校	大光寺コミュニティセンター
2月6日(金)	松崎小学校	平賀農村婦人の家
2月10日(火)	竹館小学校	唐竹多目的集会所
2月13日(金)	広船小学校	広船地区構造改善センター
2月18日(水)	小国・葛川小学校	平川市克雪管理センター
2月20日(金)	平賀東小学校	平賀地区農村交流活性化施設
2月25日(水)	碓ヶ関小学校	平川市碓ヶ関地域福祉センター

「地域福祉計画」並びに「地域福祉活動計画」の両計画の策定にあたり、市民の皆さんからのご意見・ご提言等を計画に反映させるため、市と平川市社会福祉協議会の共催で、市内の小学校区を単位として、11小学校区で「地域福祉懇談会」を開催しました。

「地域福祉懇談会」では、「今、なぜ地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定する必要があるのか」というテーマで、下記の内容で実施しました。

- ① 皆さんの地域の現状はどうなっているのか、平川市内全域と各小学校区のごとの人口、世帯数、高齢化率などのデータを基にした説明をしました。
- ② アンケート調査の集計から、お寄せいただいた「日常生活の課題」や「地域福祉に関するご意見」など、地域の課題、ニーズを把握して明示しました。
- ③ どのような地域であればいいのか、その地域には、どんなサービスがあるか、支え合いのシステムとしてどんな仕組みがあるか、どんな社会資源があるか、福祉サービス、地域の社会資源について明示しました。

その後、5人から6人のグループに分かれて、グループワークを実施し、各地域での課題・ニーズ等が数多く出されました。



猿賀小学校区

「地域福祉懇談会」 No. 1

開催日	平成21年1月21日（水曜日）	地域名	金田小学校区
開催場所	平川市尾上地域福祉センター	参加者	15名
課題・ニーズ等	<p>①行政、社会福祉協議会の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者、転出者、一人暮らし高齢者等の情報を町会長や民生委員に伝えてほしい。 ・行政からの情報が不十分なことにより、福祉サービスを受けられない場合がある。 ・福祉安心電話加入者の情報が、安心電話協力員に伝わってこない。 ・介護保険制度の情報をもっと住民に周知してほしい。 ・地域福祉懇談会について、公民館ごとに継続的に実施してほしい。 ・ほのぼの交流事業について、運営費が不足して、活動ができない。 ・一人暮らし高齢者の除雪について、町会単位のボランティアで対応しているが、実費の300円を支払えない人もいる。 ・住居の問題について、高齢者はアパートを借りることが、なかなかできない。市営住宅は満杯である。碓ヶ関の高齢者世話付住宅は遠い。 <p>②地域の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の公民館が、最近、冠婚葬祭時に公民館をほとんど利用しなくなり、維持経費のための資金が、確保できずに困っている。 ・公民館を利用しやすい方策をみんなで考えるべきである。 ・利用する人が少なくなった。以前、毎日30人は利用していた。 ・公民館の利用は、介護予防にもなるのではないか。 ・地域のコミュニティが薄れつつある。 ・近所付き合いが少なく、隣の家の人ที่ไม่わかる。 ・ゴミの問題について、マナーの悪さが目立つ。監視カメラを設置できないものか。 ・尾上地域にスーパーが無くなり、特に一人暮らし高齢者の買い物がとても大変である。尾上から平賀までの循環バスを運行できないか。（懇談会の開催後に、スーパーが開店したため、買い物については、解決したと思います。） 		

「地域福祉懇談会」 No.2

開催日	平成21年1月23日（金曜日）	地域名	猿賀小学校区
開催場所	平川市尾上地域福祉センター	参加者	41名
課題・ ニーズ等	<p>①行政、社会福祉協議会の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政で情報公開をもっと進め、災害時の対応や介護サービスを受けやすい体制にしていきたい。 ・少子化対策として、行政や農協が、結婚相談所を開設してはどうか。 ・行政、町会、民生委員、社会福祉協議会が情報を共有化する。 ・サービスの周知について、懇談会や勉強会を開催する。 ・公的機関があまりにも面倒の見過ぎではないか。 ・低学年の児童が多く、全員が児童クラブに入れにくい。 ・長田地区に民生委員がいなくなり、他の地区の民生委員には相談に行きづらいし、現状を把握していないのではないか。 ・個人情報保護法が、全ての活動のネックとなっている。 ・合併後は全ての事業が、平川市全域ととらえるため、各地域の参加者に制限がある。団体に入っていない人は、情報が入らない。 ・バスが廃止となって、福祉センターのお風呂が利用できなくなった。 <p>②地域の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近所付き合いが薄くなった。隣近所で助け合うという精神が、なくなりつつある。 ・地域の範囲は、隣近所や町会単位が適切ではないか。災害等が発生した場合は、町会での応援体制を築くことが重要であり、支えあいマップを作るべきである。 ・子供たちの安全のための放課後対策は、もっと父母の話し合いが必要。見守り隊についても、保護者同士で協力体制を築いてほしい。猿賀小学校安全委員会が、他の組織と連携が取れていない。 ・スーパーが尾上地域になく、車のない一人暮らし高齢者等は大変である。定期バスを運行できないものか。バスの本数が少ない。交通の便が悪い。 ・町会の事業がマンネリ化していて、人が集まらない。新しい事業をみんなで考えるべきである。若い担い手を確保するのが困難である。 ・生活合理化運動をより一層推進し、もっと公民館を利用する方策を考えるべきである。 ・弘前市では生ゴミの回収を毎戸で行っている。マナーの悪さが解消されるのではないか。以前のゴミ袋を使用していて困る。 		

「地域福祉懇談会」 No.3

開催日	平成21年1月28日（水曜日）	地域名	柏木小学校区
開催場所	柏木町コミュニティセンター	参加者	27名
課題・ニーズ等	<p>①行政、社会福祉協議会の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政、民生委員、社会福祉協議会との連携が取れていない。 ・町会に複数いる民生委員は、連携をとってほしい。 ・民生委員からの情報が欲しい。町会のアパートに入居している高齢者の情報がつかめない。 ・一人暮らし高齢者の名簿を渡してくれないとわからない。 ・一人暮らし高齢者世帯に火災報知器を行政で設置できないか。 ・一人暮らし高齢者が、死後3日くらい後に発見されたことがある。対策はないのか。 ・一人暮らし高齢者だけでなく、二人暮らし高齢者にもサービスを提供してほしい。 ・地域福祉懇談会ではなく、健康体操を行うなど、気軽に参加できる事業や行事をお願いしたい。 ・昨年まで老人クラブの友愛訪問の事業があったが、今年はなくなった。地味だけど、実態をつかむには良いので実施してほしい。老人クラブからの記念品はいらないので、年に1回だけでなく、回数を増やしてほしい。 ・行政で高齢者住宅を建設できないか。 <p>②地域の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者が増えていて、町会費を考えないといけない。 ・柏木小学校の小学生から高齢者への声かけ運動が素晴らしい。 ・町会に加入していない人のゴミの出し方が悪い。 ・ゴミの収集後、猫やカラスが散らかしたゴミがそのままになっているところがある。 ・ゴミ収集業者がきれいにはできないか。 ・高齢者がみんなで集まって、話をしたり、運動したり、笑いあえる場所がほしい。 ・福祉会のサービスがマンネリ化している。町会との合同事業や行政の包括支援センターの介護予防事業の活用をしてはどうか。 		

「地域福祉懇談会」 No.4

開催日	平成21年1月30日（金曜日）	地域名	大坊小学校区
開催場所	大坊コミュニティセンター	参加者	27名
課題・ ニーズ等	<p>①行政、社会福祉協議会の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の買い物は、100円バスを利用して、3～4人組で買い物をしている。大きい買い物をした場合、100円～200円の負担で、お店で配達するよう行政からお店へお願いしてほしい。 ・社会福祉協議会からの予算が足りない。 <p>②地域の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの有料化に伴い、他の地域からゴミを捨てに来ている。 ・監視するための監視員に助成金を出してほしい。21年度も助成しなければ解決しない。 ・名前を書かないでゴミを出している。町会で処理は大変である。 ・架空の名前でゴミを出している人がいる。 ・資源ゴミと燃えないゴミを一緒に出している人がいる。 ・ゴミ袋のたたみ方を名前を書きやすいように変えてほしい。 ・誰もが気軽に集まる場所がほしい。男性はトランプで集まるが、女性が出てこない。 ・雪を捨てる場所がない。一人暮らし高齢者や婦人は、除雪車の置いていった雪の固まりの片付けは、大変である。 ・災害時の対応として、地震、水害、火災によって避難場所が違うので住民に周知する。災害弱者への対応として、災害時のマップを作成する。 ・若い人は福祉に関心がないので、講習会等を開催して、地域の福祉を考えなければいけない。 ・福祉会の会食会の課題として、80歳にならないと対象にならない。対象年齢を下げないといけない。 ・男性の出席率が悪い、出席させる方法を考えないといけない。 		

「地域福祉懇談会」 No.5

開催日	平成21年2月4日（水曜日）	地域名	小和森小学校区
開催場所	大光寺コミュニティセンター	参加者	20名
課題・ ニーズ等	<p>①行政、社会福祉協議会の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会ではアパートに誰が入居しているか把握できない。入居者の移動が多いため。先日、アパートの入居者で一人暮らし高齢者が亡くなっていた。高齢者が入居した場合、行政の方から町会へ連絡してほしい。 ・3月で監視員の助成金が終了と聞いているが、監視員がいなくなるとルールを守らない人が多くなるので、今後も監視員の助成金をお願いしたい。 ・社会福祉協議会は、地域福祉活動を色々と実施しているが、理解されていない。 <p>②地域の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストアで買い物をしたら、自宅まで無料で配達をしてくれた。高齢者のため、どこの店でも配達してくれると助かる。 ・ゴミ袋の氏名欄が無記名である。また、粗大ゴミも残っている。 ・本町の踏切付近のネットのゴミ置き場は、カラスがいて大変汚いので、ゴミステーションを設置してほしい。折り畳みのゴミボックスを設置している町会もある。 ・町会長の仕事が多すぎる。 ・町会の防災計画がない。 		



小和森小学校区

「地域福祉懇談会」 No.6

開催日	平成21年2月6日（金曜日）	地域名	松崎小学校区
開催場所	平賀農村婦人の家	参加者	17名
課題・ ニーズ等	<p>①行政、社会福祉協議会の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員は、各町会から出した方がいいと思う。他の町会の人がある地区の担当になっても、お互いの顔を知らないので対応に困る。 ・社会福祉協議会について「名前を知っているが、仕事の内容がわからない。」とあるが、もう少し分かりやすく広報、チラシ等で知らせしてほしい。事業名だけ書いてもわからない。 ・この懇談会を夜に開催すると、参加者も増え、若者も集まる。 ・福祉安心電話を知らない人がいる。周知に努めていただきたい。 ・ほのぼの交流事業の予算が少なくて、活動が思うようにならない。 ・訪問入浴介護の負担など高いので、もっと低くしてほしい。また、入院費用やおむつ代等色々な費用がかさみ、生活が不安になる。 ・平川病院が診療所になったため、弘前に通院するので不便だ。車の運転のできない家族の通院でも付き添いが必要になり大変だ。 <p>②地域の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冠婚葬祭に公民館を利用しない。 ・買い物に行ったときの帰りのバスがちょうど良い時間のバスがないので不便である。午前中は2本あるので良いが、帰りの11時50分のバスを逃すと午後4時までない。夏は自転車で行けるが、冬が不便である。 ・電車も30分おき、日中は1時間おきで不便である。 ・駅までの距離があるため、買い物の荷物を持って歩くのは大変なので、町内に停留所が2ヶ所あるバスを利用している。 ・町会に入らない人が多い。特に新しく住宅を建てた人等。広報の配布も困るが、町会で負担している街灯の費用負担などの問題もある。 ・杉館地区でホットサロンは毎回40人から50人が集まり、コミュニケーションの場として人気があるので、継続をしていただきたい。しかし、男性の参加者が少ない。 ・男性が集う場所やゲーム等を工夫して、みんなでどうしたら男性が参加するか考えてみてはどうか。 		

「地域福祉懇談会」 No.7

開催日	平成21年2月10日（火曜日）	地域名	竹館小学校区
開催場所	唐竹多目的集会所	参加者	11名
課題・ニーズ等	<p>①行政、社会福祉協議会の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根共同募金の理解が薄い。地域で使われている活動のPRが必要である。 ・赤い羽根共同募金を集める前に簡単なチラシを配布する。 ・町会によって、お金の集め方が違う。沖館町会、現在、民生委員が年3回徴収している。 <p>②地域の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会に絶対に加入しない人がいる。 ・一人暮らし高齢者の除雪が、大変である。 ・一人暮らし高齢者に定期的に訪問しているが、心を許して会話をしてくれる人が少ない。訪問を拒否するケースもある。 ・一人暮らし高齢者の会食会の参加者が、固定化されている。 ・元々の地元の人とはつながりがあるが、別荘の人（他からの転居者）は関わりが薄い。若い人は、ゴミ出し時に声がけしても嫌がる。 ・ゴミの問題として、何度指導してもダメである。井沢団地のゴミを持ってくる。団地内にもゴミステーションを設置してほしい。 		



金田小学校区

「地域福祉懇談会」 No.8

開催日	平成21年2月13日（金曜日）	地域名	広船小学校区
開催場所	広船地区構造改善センター	参加者	2名
課題・ ニーズ等	<p>①行政、社会福祉協議会の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳代の未婚者が多く、40人くらいいる。嫁が来ない。農業委員会でお見合いパーティーをやっているが、結婚相談所があっても良いのではないか。 ・会館の維持費を行政で助成してほしい。 <p>②地域の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会に加入しない人がいる。 ・老人クラブの総会は、100人くらい集まる。会館に集まる人が限られている。60歳代から80歳代まで幅が広いので、合わない。 ・葬式などで会館を使用しなくなったので、使用料が入ってこない。 		



竹館小学校区

「地域福祉懇談会」 No.9

開催日	平成21年2月18日（水曜日）	地域名	小国・葛川小学校区
開催場所	平川市克雪管理センター	参加者	12名
課題・ ニーズ等	<p>①行政、社会福祉協議会の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併前は、救急車は温湯から来ていたが、合併後は平賀から来るので40分もかかる。軽傷者は、近所の人が車に乗せて対応することもある。 <p>②地域の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者の除雪が大変である。融雪溝がない。 ・トラクターを持っている人が協力していることが多い。 ・町会の役員が、声がけしている。 ・雪下ろしは、ボランティアも高齢化している。シルバー人材センターでは、遠いのでやらない。共用林で実施している。 ・高齢者が多い。若い高齢者と年取った高齢者を別に考えて、お互いに助け合うことが必要でないか。 ・買い物が不便である。東部地区デイサービスセンター利用者は、デイサービスの行事で買い物に行ける。その他の人は車を持っていたり、乗せてもらったりして、買い物をしている。葛川には、惣菜等が売っている店があるが、他の地域にはない。 ・温泉は情報交換の場で、認知症防止になっている。 ・ゴミの問題として、分別がされていない。名前を書いていない。 ・小さな地域だからゴミの監視員は、言いにくい。 ・消防団も人数が少なく、日中は若い人はいないため、火事は出せない。自衛消防隊も考えないといけない。 		

「地域福祉懇談会」 No.10

開催日	平成21年2月20日（金曜日）	地域名	平賀東小学校区
開催場所	平賀地区農村交流活性化施設（飛鳥会館）	参加者	29名
課題・ ニーズ等	<p>①行政、社会福祉協議会の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の施設が足りない。旧平賀病院の活用を検討してはどうか。 ・社会福祉協議会からの事業費を増額してほしい。 <p>②地域の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの問題として、夜中や前日に捨てていく人がいる。 ・他の町内からゴミを捨てにくる。名前が記入されていない。 ・他人の名前や死亡した人の名前を書いている。 ・農道に大きな袋を捨てている。紙おむつが入っていて、カラスが突いて大変である。 ・たばこの吸い殻を灰皿ごと捨てていく。犬の糞の後始末をしない。 ・田んぼにカン、ビンが捨てられている。 ・古いゴミ袋を使用している。 		



碓ヶ関小学校区

「地域福祉懇談会」 No.11

開催日	平成21年2月25日（水曜日）	地域名	碓ヶ関小学校区
開催場所	平川市碓ヶ関地域福祉センター	参加者	20名
課題・ ニーズ等	<p>①行政、社会福祉協議会の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・碓ヶ関から平賀までの直通バスを運行してほしい。 ・久吉から碓ヶ関総合支所を経由して、平賀までのバスを運行。買い物が不便である。高齢者の交通機関を確保してほしい。 ・乳幼児検診のため、健康センターまでのバスを運行してほしい。 ・役員会等の会議が平賀で行われるため、博愛号等の車が使用できないか。また、会議を平賀ばかりでなく、持ち回りで開催してほしい。 ・除雪の時間が夜中の1時から2時のため、騒音で眠られない。 ・住宅街を除雪する際は、除雪の時間帯や騒音に配慮してほしい。 ・おかりや町会に融雪溝がない。古懸の浄化センターに使用していない除雪機がある。借りることはできないか。 ・災害時の対策として、工具等を町会に支給してほしい。 ・一人暮らし高齢者の事業が多く、介護予防対策として、二人暮らし高齢者も対象者に拡大してほしい。 ・世帯数の減少で、社会福祉協議会の会費や共同募金が少ない。 ・会食サービス事業の参加を勧めても、本人は若い気であるため、怒られる。 <p>②地域の課題・ニーズ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い人が少ないため、一人暮らし高齢者の除雪が大変である。 ・駅前町会の融雪溝の水がモモコ石油の所までは流れているが、駅前の側溝には、モーターが故障しているため、水が流れていない。 ・上二町会に雪捨て場があるが、融雪溝に雪を多く入れるため、雪で喧嘩になる。雪でイライラしている。 ・男性が少ないため、女性だけの世帯が多い。活動ができない。活動をやろうとしてもできない。子供のいる世帯が少なく、町内に小学生、中学生がいない。盆踊り等の事業に若い人が出て来ない。 ・上二町会、おかりや町会のゴミのマナーは良い。古懸町会のゴミ袋の違う物が、残ったままになっている。住民以外が捨てている。 ・高齢者世帯で見守りをしてあげたくても、来ないでほしいと断る人がいる。 		

3 課題の総括

- 少子化対策、高齢化対策に対しては医療費などの経済的支援を望んでいる。
- 福祉サービスを充実させていくうえでの市民と行政の関係については、「市民も行政も協力しあい、ともに取り組む」と回答している方が過半数を超えており、行政と地域住民の協働の意識は高いことがわかる。
また、福祉サービスを受けるにあたっては、必要性を認識しているが、経済的負担を懸念している。
- 社会福祉協議会、民生委員児童委員に関しては、名前は知っているが内容をあまり把握していない状況にあり、幅広い広報活動の展開が望まれている。
- 地域社会に対しては、それなりに満足はしているが、近所づきあいが減っているようである。
- 地域活動の必要性は感じているが、仕事、家事などで時間に余裕がないため、参加に消極的である。仕事をもっている方には休日参加できる活動を、また地域活動に関する情報の提供を積極的に行い、住民が興味をもてるように活動を支援していくことも重要である。
- 行政からの情報提供不足や地域内の交流不足による情報交換の減少などが指摘されており、福祉サービス・地域の情報提供などの広報、各種事業による地域交流の充実が望まれている。
- 小学生の放課後児童クラブは、希望者が年々増加の一途をたどっている。
以前は祖父母など高齢者の方々が地区を見守り、児童の遊びも遠巻きながら見守ってくださったものである。いまでも登下校の際、地域によっては交差点での見守りなどを行っている高齢者があり、子どもへの声掛けをすることにより世代間の交流がなされている地域もあるが、全体的には衰退傾向にある。
- 地域環境の問題として、ゴミ処理のマナーの悪さが指摘されており、行政並びに地域全体の課題と捉え、住みよい環境構築のため一丸となって取り組む必要があると思われる。

第3章 計画の基本理念と基本目標

平川市長期総合プラン（平成19年6月策定）では、「ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして」を基本理念とし、「お互いが支え合う共生のまちづくり」を基本目標として掲げ、目的達成のために本計画を策定することとしています。

本計画では以下の基本理念と基本目標を掲げ、総合的な福祉を推進します。

1 基本理念

「支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ」

平川市地域福祉計画の基本理念を「支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ」とし、誰もが安心して暮すため、行政や地域全体で支えていく「共に生きる社会づくり」と、身近にいる人たちとの信頼感で結ばれる「しあわせに生きるための環境づくり」の実現のため、市民と行政等との協働による、いきいきとした自分らしい生活ができるような地域福祉の推進に取り組めます。

2 基本目標

《 お互いが支えあう共生のまちづくり 》

○思いやりあふれる支えあいの充実

住み慣れた地域において、生きがいのある生活をおくるために、町会など地域で活動している団体や、保健・医療・福祉関係機関のネットワークづくりを進め、市民のニーズに対してお互いの機能や役割を分担し、連携して地域での支え合い、見守りの環境の構築を目指します。

また、高度化、多様化する相談に対応するために、知識や実践力を備えた人材を育成し、相談体制の充実を図ります。

○ほほえみあふれる子育て環境の整備

子どもを安心して出産し、健やかに育てていくことができるよう、各種健診の推進、保育サービスの充実、放課後における児童の健全育成、さらには子育てに関する相談・支援の充実など各種の支援施策を一体的に実施することにより、子育てを家庭だけではなく、社会全体で支えていくための環境と体制の整備を進めます。

○いたわりに満ちた高齢者のためのまちづくり

高齢化率の上昇や核家族化に伴い、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加しており、もはや高齢化社会は単に高齢者のみの問題としてではなく、家庭や地域、市全体の問題として捉え、対応していくことが求められています。高齢者がいつまでも健康を保ち、地域でいきいきと暮らすことができるよう、各種サービスの充実、生きがい対策の推進、就労などに関する支援の強化を進めます。

○やさしさあふれる障害者のためのまちづくり

障害者自立支援制度の趣旨を踏まえ、すべての障害者が、その能力や適性に応じ自立した生活を営み、人格と個性が尊重され、地域において安心して暮らすことができるよう、障害者の在宅福祉サービスの充実、訓練や就労に関する支援の強化、障害に関する総合的な相談・支援体制の整備を進めます。



○元気あふれる健康づくりの推進

健全な社会生活を送るために、健康的な生活習慣づくりや、健診等による疾病の早期発見、早期治療の推進のため、関係機関と連携を図りながら健診体制、健康教育・健康相談を充実させるとともに、社会参加を通じて、健康に対する意識の向上を図ります。

また、社会生活環境の変化に対応できずに、心の健康問題を抱える人が増加していることから、心の健康づくりを進めます。

○あたたかさあふれる医療体制の充実

地域住民の健康を守るため、医療圏内における病院や診療所との連携を強化し、初期医療や高度医療、さらには救急医療などの面において、医療提供体制の充実を図ります。

○くらしを支える社会保障制度の充実

誰もが願う健康で明るい暮らしを営むためには、社会保障制度の充実が不可欠となっています。

相互扶助精神に基づく国民健康保険制度や介護保険制度については、被保険者が安心して必要な治療や充実した介護サービスが受けられるよう制度の充実と正しい理解を深めるための啓発を図り、保険事業の健全運営に努めます。

国民年金制度については、国の施策に合わせ、被保険者の加入の促進と保険料の納付督促に務めます。

生活困窮している市民に対しては、適正な援助を行うとともに相談、指導や生活保護制度に基づく施策を行い、早期の社会的、経済的な自立を支援します。

第4章 施策の推進

1 思いやりあふれる支え合いの充実

(1) 地域福祉ネットワークの構築

① 母親クラブ活動助成事業

各種夏祭り、交通安全指導、廃品回収等を通して親子や三世代交流事業を行い地区の中心となるネットワークを作ります。

② 礎ヶ関コミュニティ児童館運営事業

地域で活動している保健協力員、老人クラブ、医療機関等の団体で情報を共有し、住民のニーズに合った福祉サービスを提供できるようネットワークの強化を図ります。

③ ほのぼのコミュニティ21推進事業

平川市社会福祉協議会に地域福祉推進員を配置し、ほのぼの交流協力員事業等を主体とし、小地域における地域福祉の推進と福祉コミュニティの形成を促進します。

ほのぼの交流協力員が地域内のひとり暮らし高齢者等に対し、ほのぼの緊急箱の配置や定期的な友愛訪問を行うことで、地域の中での交流保持とニーズの把握、住民による見守り体制を構築します。



(2) 相談体制の充実

① 母子自立支援員、家庭相談員の設置

父親と生計を同じくしていない家庭、ひとり親家庭などの相談体制を整備し、より良い支援ができるように支援員及び相談員の設置を図ります。

② 家庭児童相談室の設置

広報やホームページなどにより相談窓口を明確にし、地域の社会資源を活用した、福祉サービスを市民が利用しやすい体制を整備します。

③ 人材の育成

様々な相談に対して適切に対応するため職員の研修や受講などにより、専門的な知識や実践力を備えた人材を育成します。

④ DV対策

婦人相談員の配置を検討していきます。また、福祉事務所内の連絡体制の環境の充実に努め、担当職員の各種研修会等への参加により、知識の習得を図ります。

⑤ 各種相談所開設事業への支援

平川市社会福祉協議会で開設する「ふれあい相談所」は、一般相談、元地方裁判所主席書記官による特別相談、弁護士による法律相談と市民を対象に総合的に対応した相談体制を整備しています。

その「ふれあい相談所」と連携して、市民の問題の解決に向けた、相談と援助を一体的に提供する相談援助機関への支援を図ります。

(3) 支援体制の充実

① 児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない児童を扶養している母および養育者に対して、満18歳に到達した年度末（障害者は満20歳まで）支給します。

② ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親の父または母および児童、父母のいない児童等に対して、満18歳に到達した年度末まで医療費を給付します。

③ 遺児等援護対策（入学・卒業祝金支給）

父親または母親が死亡した児童に小学校・中学校の入学時及び中学校の卒業時に祝金を支給します。

④ 平川市母子寡婦福祉会助成事業

母子寡婦家庭の福祉向上のために、情報交換や相互啓発活動（教養講座・親子旅行等）を実施し、会員の交流を深めます。

⑤ 特別児童扶養手当支給

障害を持つ児童に対し、保護者の負担を少しでも軽減するため児童が満20歳まで保護者に支給します。



⑥ 災害時要援護者支援体制の整備

近年の風水害や地震では犠牲者の多くを高齢者が占めているが、高齢化が進む中において、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する避難支援体制の重要性が防災対策上の緊急の課題となっている。

当市では、「平川市防災計画」に基づき、地域において要援護者を特定し、その一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかの支援プランの策定を図ります。

2 ほほえみあふれる子育て環境の整備

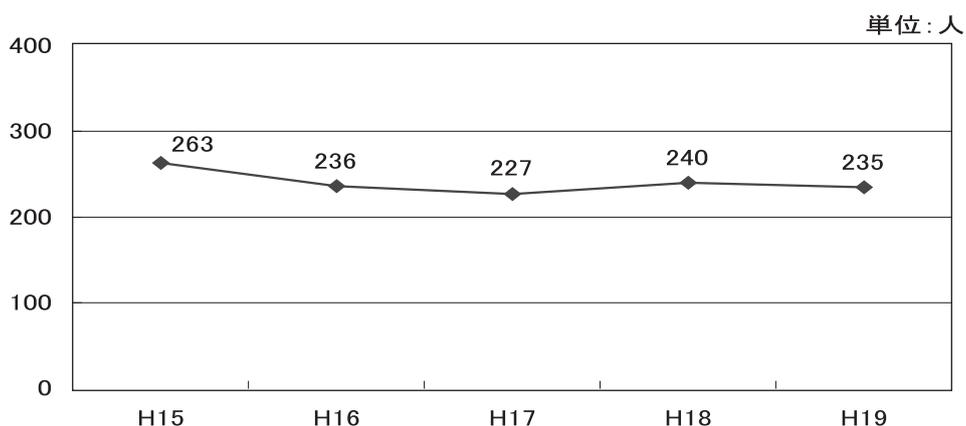
(1) 子育て支援体制の充実

① 妊婦・乳幼児健康診査の充実

ア 妊婦委託健康診査の充実により、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図ります。

イ 疾病や傷害の早期発見に努め、すこやかな成長を支援するため、乳幼児健康診査の充実を図ります。

出生数の推移



資料：人口動態調査（各年1～12月）

乳幼児健診実施状況

単位：人

区分 年度	1歳6か月児健診			3歳児健診		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
H15	265	250	94.3%	290	260	89.7%
H16	260	241	92.7%	302	286	94.7%
H17	261	235	90.0%	277	265	95.7%
H18	248	242	97.6%	263	258	98.1%
H19	213	203	95.3%	242	233	96.3%

資料：保健活動のまとめ

② 子育て不安の解消

- ア 相談体制の充実により子育て不安の解消を図ります。
- イ 思春期における健康と性の問題への対策を進めます。

③ 乳幼児医療費の助成

市内に住所がある0歳から小学校就学前までの子どもの医療費を対象に、健康保険の被保険者または被扶養者である乳幼児の保護者の方（資格認定を受けた方）に対して給付金を支給します。

④ 児童手当支給

出生した翌月から満12歳年度末まで支給します。0歳から満3歳未満まで月額1万円、満3歳から満12歳年度末まで月額5千円（但し、第3子の場合は1万円）を支給します。

⑤ 出産祝金（第3子以上）

平川市に引き続き3年以上住所を有し、第2子までの子と生計を同じくしている父母に対し第3子以上の子を出産した時、30万円の祝金を支給します。

⑥ 保育料軽減事業

国が定めた保育料徴収基準（7階層区分）より低額な保育料徴収基準（11階層区分）を設定し、保育料の軽減に務めます。

⑦ 保育料軽減事業（満3歳未満の第3子）

青森県保育料軽減事業により、満3歳未満の第3子以降のお子さんに係る保育料の軽減に務めます。

⑧ 地域子育て支援事業（子育て支援センター）

子育て家庭への相談・援助・情報の提供や子育て親子仲間の交流の場を提供するとともに、子育て親子や子育て支援に関するスタッフとして活動を希望する人たちを対象に講習会等を実施し、子育て支援を進めます。

(2) 放課後における児童の健全育成

① 放課後児童クラブ運営事業

保護者が就労等により、放課後の時間帯に家庭にいない小学校低学年を対象に、地域の積極的な協力を得て児童の安全で健やかな居場所づくりを進め健全育成を図ります。

② 児童館運営事業

管理を指定管理者制度とし、児童厚生施設として児童遊園、児童館等で児童に健全な遊びを与え、その地域の伝承文化を吸収させ、健康を増進するとともに、情操豊かに各世代とのふれあい交流を深め、さらに、児童の虐待防止のため、単位母親クラブとの連絡・連携・情報収集に努めます。

(3) 子育て支援意識の啓発

① 子育ての男女共同参画の推進

研修会などの開催により男女が共同で子育てをする意識の啓発を図ります。

② 一時、特定保育事業

保護者の疾病・入院・冠婚葬祭・災害等、また育児に伴う精神的・肉体的負担の解消など一時的に保育が必要な場合に対応します。

③ 休日保育事業

保護者の就労状態の変化に伴い、仕事と育児の両立ができるように休日の就労時、安心して子育てができるように対応します。

④ 延長保育事業

通常の保育園11時間開所以外に、1～2時間の延長保育を実施することにより、保護者の就労に影響が少なくかつ児童の安全な居場所が確保されるように対応します。



児童館まつり

⑤ 障害児保育事業

保護者の就労等で保育に欠け、集団保育が可能な障害を持った特別児童扶養手当の支給対象児童も、障害を持たない児童もお互いに思いやりを持ち、助け合いながら生活や仲間づくりをするため、保育園に受け入れを委託します。

(4) 児童虐待の防止

① 児童虐待の防止

児童虐待の防止に関する啓発や早期発見・早期対応のための体制を整備します。

② 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）

虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・育児放棄等）を受けていると思われる子どもの通告があった時、協議会を開きます。各関係機関の担当者が集まり、子どもに対する適切な支援をします。



児童館まつり

3 いたわりに満ちた高齢者のためのまちづくり

(1) 高齢者の在宅福祉サービスの充実

① 在宅福祉サービスのニーズの把握

介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画は、3年毎に計画を見直していますが、これら計画に住民の意見を反映させるために、高齢者や要介護認定者などに対するアンケート調査を実施し、市の在宅福祉サービスのニーズについて調査・分析を行い、その対策について検討します。

② 利用しやすい体制づくり

在宅福祉サービスを利用したいが、手続きやサービス内容がわからない等といったサービスに関する不安を解消し、スムーズにサービス利用していただくために、関係機関と連携を図り、サービス利用者及びその家族が、容易に相談できる体制を推進します。

市では、平成19年度に地域包括支援センターを市直営で設置しており、在宅介護支援センターや介護保険事業者などと連携し、相談体制の構築に努めます。

平成19年度の相談のべ件数は、地域包括支援センターが1,112件、各在宅介護支援センターが8,373件、合計9,485件となっております。

③ 緊急通報体制等整備事業（福祉安心電話）の実施

ひとり暮らし高齢者等を対象とした近隣協力員及び遠方家族、消防、警察等のネットワークによる緊急時（急病、火災）の対応や、協力員による地域での見守り体制を築き、ほのぼのの交流協力員、町会福祉部・福祉会、民生委員等と連携し、福祉コミュニティの形成に努めます。

(2) 高齢者の就労などに関する支援の充実

① シルバー人材センターの充実強化

シルバー人材センターは、高齢者などの知識と経験を生かした臨時かつ短期的又はその他の軽易な就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上や活性化に寄与することを目的に活動しています。

本市では、平成18年1月に平賀地域と碓ヶ関地域のシルバー人材センターが統合し、平成18年4月には尾上地域のシルバー人材センターも統合し活動しています。平成19年度は、経済状況が厳しく受注件数が減っていることと関連して会員数、就業実人員、就業のべ人員が若干減少している状況です。

しかし、高齢者人口は年々増加しており、特に今後団塊の世代が高齢者となることから、市では定年後も自分の能力を生かしたいと思う高齢者に就労の機会を提供するため、シルバー人材センターの活動を支援します。

図表 シルバー人材センターの就労状況

(単位：人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
会 員 数	288	325	333	298	281
就 労 実 人 数	299	315	258	264	253
年間延就労人数	17,612	21,200	20,756	21,184	19,896

資料：シルバー人材センター

② 就労関係機関の連携強化

シルバー人材センターや職業安定所などの関係機関と連携し、高齢者で就労を希望する者に対して、窓口にはシルバー人材センターの広報誌や、ハローワークの週間求人情報等のちらしを設置し、就労に関する相談窓口の情報を提供することにより、就労意欲のある高齢者の支援を行います。

(3) 高齢者の生きがい対策の推進

① 生きがいづくり事業の充実

老人福祉センター内に設置されている生きがいセンターでは、現在陶芸クラブや木工クラブが活動し、健康センター内にクラブの作品を展示するなどして活動を支援しています。その他市内には市民を対象とした生涯学習や各種クラブ・サークルなどもありこれら活動を広報などで周知します。

また、高齢者ふれあいセンターや地域福祉センターの浴場を65歳以上の高齢者に対し無料で開放し、高齢者のリフレッシュや高齢者同士の交流の場を確保しています。介護保険地域支援事業でも高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施し、三世代交流事業やさきおり教室、高齢者教養講座などを行っており、市は今後も生きがいづくりの参加機会の確保に努めます。



高齢者軽スポーツ大会

② 老人クラブの育成強化

市内の地区ごとに単位老人クラブが組織され、単位老人クラブの連合体として老人クラブ連合会が設立されています。老人クラブは、社会参加(奉仕)活動や教養講座、健康づくり・スポーツ振興などの各種活動を通じて、高齢者の生きがいづくりと心身の健康の維持・増進に寄与しています。

本市では、老人クラブの活動を支援するため、老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対する補助事業を実施しています。近年、会員数が減少傾向ですが、高齢者人口は年々増加しており、定年後を有意義に過ごすために老人クラブの果たす役割がさらに求められています。団塊の世代が自ら進んで老人クラブに参加できる環境を整え、高齢者にとって魅力ある団体にするための支援を進めます。

図表 老人クラブの加入状況

(単位：人、団体)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
会 員 数	3,741	3,677	3,582	3,413	3,374
単位老人クラブ数	72	72	72	72	70

資料：老人クラブ

老人クラブ
女性部研修



③ ボランティア団体などの育成・支援

現在は、高齢者のみを対象としたボランティア団体はありませんが、社会福祉協議会やほのほの交流員、赤十字奉仕団、食生活改善推進員などのボランティア団体があり、一人暮らしの高齢者の見守り活動や配食サービス、除雪作業などのボランティア活動を行っています。

また、地域内でボランティア活動をしたい人とボランティアを必要としている人とのコーディネートにあたり、各種講習会を行ったりするボランティア連絡協議会が市社会福祉協議会内に設置されていますが、「ボランティア・市民活動センター」の設置を図り、子どもから高齢者に到るまでのすべての住民が、気軽にボランティア活動に参加できるように支援します。



ゴミ拾い活動

4 やさしさあふれる障害者のためのまちづくり

(1) 障害者の在宅福祉サービスの充実

① 在宅福祉サービス基盤の充実

住み慣れた地域での安心した在宅生活を送るために、自立支援給付事業などの実施によって、在宅福祉サービスの基盤の充実を図ります。

② 在宅生活の確保・維持体制の構築

施設入所から在宅移行に伴う障害者の生活の場の確保・維持体制の構築の推進とともに、自立を促進するための様々なニーズに応じたより効果的なサービスの提供が可能となるように努めます。

(2) 障害者の訓練・就労支援の充実

① 関係機関のネットワーク体制の強化

障害者の意欲や能力、適正に応じて働ける環境構築の一環として、訓練施設、事業者、職業安定所との連絡調整機能を高めるため、ネットワーク体制の強化を図ります。

② 就労支援などの充実

地元事業者などへ障害者雇用促進の働きかけを行い、障害者の就労機会の拡大を図ります。

また、仕事の多様性や周囲の理解といった就労中の支援とフォロー体制の充実を図ります。

(3) 障害者の相談・支援体制の充実

① 利用しやすい体制づくり

利用手続きやサービス内容などをわかりやすく周知することにより、各障害種別と個人のニーズなどを勘案し、支援が必要になった利用者が容易に相談支援を受けることができる関係機関と連携した総合的な体制づくりを推進します。

また、相談支援専門員を配置した地域活動支援センターに相談支援体制の強化の一環として相談窓口を設置しています。

相談支援事業件数

年 度	平成18年度	平成19年度
件数（委託3箇所計）	138件	657件

② 障害者自立支援事業の中立・公平性の確保

障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を担う地域自立支援協議会において、相談支援事業などの運営評価により、中立・公平性の確保を図ります。



身障者スポーツ大会

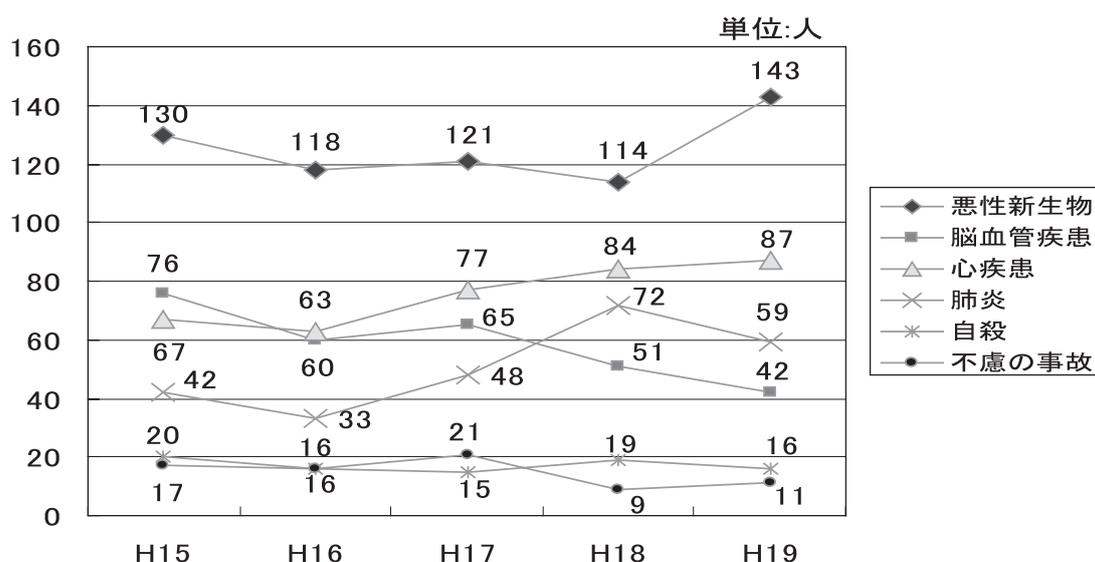
5 元気あふれる健康づくりの推進

(1) 疾病の予防・早期発見

① 健診体制の充実

本市の死亡原因は全国と同様に、がんや脳卒中、心疾患によるものが多く、これらの予防には、適度な運動やバランスのとれた食生活など、健康的な生活習慣づくりに努めることが必要です。そのため、市では、健康診査の重要性を啓発するとともに、受診機会を拡大し、健診受診者の増加を図ります。また、市民自らが生活習慣を改善できるように、保健指導の充実を図ります。

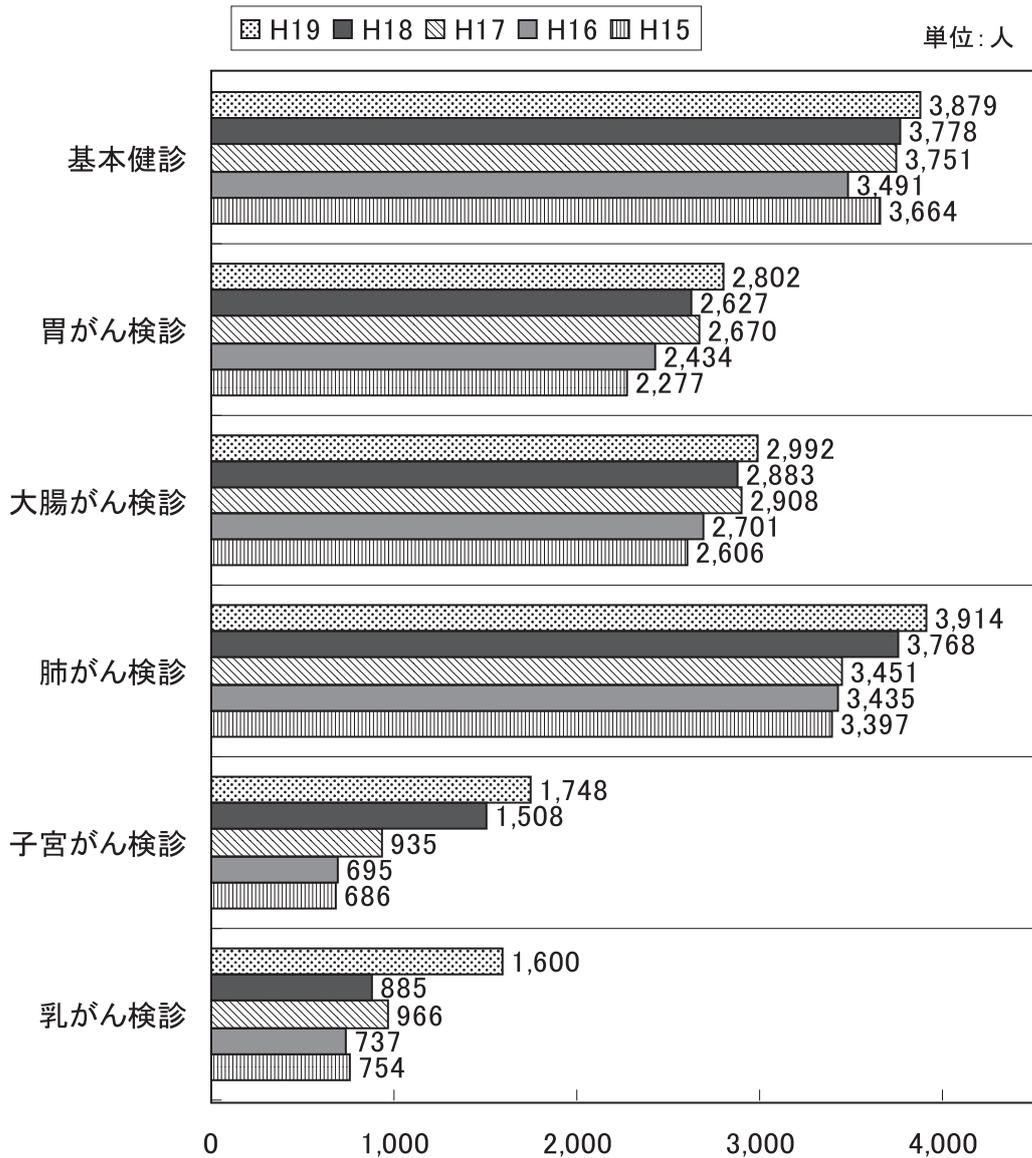
主要死因別死亡者数



資料：人口動態調査



健診受診者数



※子宮がん検診は、平成17年度から隔年受診

※乳がん検診は、平成16年度から隔年受診

資料：保健活動のまとめ

② 健診内容の充実

内臓脂肪に着目した健康診査を実施し、生活習慣病の予防を図ります。

③ 保健指導の充実

生活習慣の改善に重点を置いた保健指導を実施します。

④ 健診の重要性の啓発

効果的な情報提供により健診の必要性を啓発し、健診受診者の増加を図ります。

(2) 自主的な健康づくりへの支援

市民の健康に対する関心は高くなっており、自主的に取り組む健康づくり活動への支援が求められているため、運動施設や健康づくり団体などとの連携により、市民のニーズに応えた魅力あるテーマ、参加しやすい日程を設定し、参加者の増加を図るとともに地域や事業者が行う健康教育などに協力します。

(3) こころの健康づくり

① 自殺予防、うつ病に対する理解

社会生活環境の変化に伴い、こころの健康問題を抱えている人が増加していることから、こころの病気に対する正しい知識を啓発します。

② 相談体制の整備

相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。

(4) 歯科保健対策の推進

① 歯科健診、むし歯予防教育の実施

むし歯や歯周疾患が健康に与える影響は大きく、予防に対する意識の高揚が必要です。そのため、市では、乳幼児の歯科健診の実施や、保護者に対するむし歯予防教育の充実を図ります。

② 8020運動の推進

80歳になっても、自分の歯を20本以上保つことを目標としている「8020運動」を推進します。

(5) 地域活動組織への支援

市民に対して保健協力員の活動の周知を図るとともに、保健協力員が主体性をもって活動できるよう支援します。



口腔機能向上教室

6 あたたかさあふれる医療体制の充実

(1) 地域医療の充実

交通アクセスの整備進展や民間医療機関の増加に伴い、近年、診療圏の広域化が進み、市民の他市への医療依存率が高くなっています。

今後は、医療圏域内における医療機関の機能分担と連携を一層強化し、広域的な対応を図りながら地域における医療体制の確保が求められているため、医療圏域内の高度医療および専門医療を担当する医療機関との連携を進めるとともに慢性期患者や安定期患者を中心とした入院療養環境と在宅医療の充実を図ります。

7 くらしを支える社会保障制度の充実

(1) 国民健康保険の充実と健全運営

① 医療費の適正化

診療報酬明細書の点検及び医療費通知の実施により、医療費の適正化と抑制を図ります。

② 被保険者の健康の保持と増進

脳ドックへの助成及び保健指導、健康相談、健康教室などを実施し、被保険者の健康の保持と増進を図ります。

③ 特定健診、特定保健指導の実施

40歳から74歳までの被保険者に対して、生活習慣病に着目した健診、保健指導を行います。

また、健診の受診率の向上に努め、疾病の早期発見・早期治療を目指します。

④ 保険税の収納率の向上

滞納者に対する納付相談、納付指導、臨戸徴収などを各課連携のもとに実施し、収納率の向上を図ります。

⑤ 国民健康保険制度に関する情報提供

広報及びホームページの活用や被保険者証更新時のパンフレットの配布などにより、国民健康保険制度に関する趣旨の普及を図ります。

(2) 国民年金の充実

① 国民年金制度の趣旨普及の推進

国民年金には、老後の生活を支える老齢年金だけでなく病気や事故で障害が残ったときの障害年金、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金等があります。広報誌への年金情報の掲載、パンフレットの配布などにより国民年金制度に関する趣旨の普及を図ります。

② 国民年金への加入促進、保険料納付の督促

年金を受給するためには、国民年金制度に加入し保険料を納めていることが必要です。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」、「学生納付特例制度」があります。

これら制度の周知を図り、国民年金への加入・保険料納付への理解を得るために関係機関との連携による相談体制の充実に努めます。

平成19年度 国民年金被保険者状況（平成20年3月末）

第1号被保険者	任意加入者	第3号被保険者	合計
6,970人	39人	1,687人	8,696人

(3) 介護保険の充実と健全運営

① 介護保険制度の趣旨普及の推進

広報やパンフレットを用いて、介護保険制度の内容や市の介護保険財政の運営状況等を周知し、介護保険制度の趣旨普及を図ります。

② 被保険者の立場に立った制度運営の推進

サービス利用者やその家族の希望が尊重され、利用者本位の介護サービスが効率的・総合的に提供されるよう、サービス提供事業者や民生委員、在宅介護支援センターなど関係機関との連携を図り、制度の安定的な運営を強化します。

③ 地域の特性に応じた多様かつ良質なサービス提供の促進

各地域における高齢者のニーズや既存施設の実態などを把握し、どのようなサービスが必要であるか分析を行うことで、医療との連携や介護予防サービスにおいて、地域格差のないサービス提供体制の構築を図ります。

④ 介護予防事業の推進によるサービスの安定供給と保険財政の健全化

介護予防サービスを安定的に提供し、介護予防事業を推進することで、要支援・要介護状態になる人が少なくなり、その結果介護サービス利用者が減少すると考えられます。

それに伴い、介護給付費が削減されることとなるため、介護予防事業を適正に行なうことで、介護保険財政の健全化を図ります。

第5章 計画推進のための方策

1 具体的な計画の推進

(1) 地域住民、事業者、行政の役割と推進体制

本計画は、すべての市民が、自分たちの暮す地域で、共に支えながら生活できるようにするために、地域福祉の推進を目指す計画です。

市民が安心して住み続けていくためには、一人ひとりの生活の中から、課題を発見し解決する必要があります。

そのため、地域などで活動している団体や、保健・医療・福祉関係機関などのネットワークを活用し、市民と行政などの幅ひろい協働によって実現します。

支援を必要とする地域住民を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活が出来るよう市の仕組みをつくる計画です。

その担い手として、市民は計画から実践まで中心的な役割を担っていますので、この計画には一人でも多くの方に参画していただき、より多くの意見を集約します。

(2) 関係機関や各種団体との連携

地域福祉の中心的役割を担うのは、地域住民や各種ボランティア、福祉サービス実施事業者など多岐にわたります。

そのため、行政とそれらの実施主体は、常に緊密な関係で連携をとり計画を進めていきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会では、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、住民活動への援助、事業に関する調査、普及助成事業を行っています。

また、本計画が作成された後に、住民活動の協議・協働を促進して、様々な福祉活動を計画化する「平川市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に具体的に取り組むことになっていますので、行政とより一層連携を深めながら各事業を進めていきます。

2 計画の普及啓蒙と実践

(1) 計画の普及啓蒙

すべての市民に対し、広報やホームページにより周知を図るとともに、関係機関等には本計画書の配布を行い、理解と参加協力を啓蒙します。

また、事業所等には社会貢献の取り組みの一つとして、地域福祉への参加を促し、相談や苦情解決、情報提供などを行うよう協力要請や支援をしていきます。

(2) 計画の具体的な展開と実践

本計画は、福祉のみならず、安全や防災など、地域の課題もアンケートを通して確認しておりますが、地域によっては進んでいるところ、まだ取り掛かっていないなど、地域差が生じています。

したがって、他機関の長期計画との整合性をとりながら、地域の実情にあった具体的な計画を立てて実践していきます。

(3) 計画の推進体制

市の関係課や社会福祉協議会、関係団体との連携を密にして、各々の所管する計画や事業を通じ計画の推進を図ります。

また、各関係団体との調整については、今後、社会福祉協議会が作成する「地域福祉活動計画」との整合性をとり支援していきます。

問題解決策としては、関係課の代表で組織されている策定委員会の作業部会が担当し、情報提供や相談支援体制の構築を図ります。



長寿福祉大会

平川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく平川市地域福祉計画を策定するために設置する、平川市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事務を処理する。

- (1) 平川市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 社会福祉施設関係者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事務が終了するまでとする。ただし、前条に掲げる者のうち公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

2 前項の規定によりその職を失った委員の補充は、その公職の後任者又は引継者をもって充てるものとする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民生活部民生保護課において処理する。

(作業部会)

第8条 委員会には、委員会を円滑に運営するための資料等を専門的に検討する作業部会を置くことができる。

2 作業部会員は、平川市職員、平川市社会福祉協議会職員のうちから市長が任命する。

3 作業部会員の任期は策定委員の任期と同様とする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月3日から施行する。



策定委員名簿

区 分	氏 名	備 考
知識経験者	船 水 永一郎	(委員長)
	今 俊 一	
	齋 藤 千恵子	
社会福祉施設関係者	池 内 善次郎	特別養護老人ホーム さわやか園長
	赤 平 牧 男	社会福祉法人 三笠苑 本部事務局次長
	中 島 光 廣	平川市社会福祉協議会 常務理事
地域住民代表	大 黒 正 勝	行政委員連絡協議会長
	福 士 昭三郎	(副委員長) ♪ 副会長
	佐々木 和 子	民生委員児童委員
	大 里 あ さ	♪
行政機関職員	清 藤 繁	市民生活部健康推進課長
	古 川 鉄 美	♪ 福祉課長

作業部会員名簿

氏 名	所 属	備 考
船 水 徳 生	平川市社会福祉協議会	地域福祉課長
工 藤 慎 一	企画財政部企画財政課	企画調整係長
加 藤 芳 和	市民生活部健康推進課	健康管理係長
水 木 新 一	♪ 福祉課	主査 (子ども家庭係)
野 呂 真喜子	♪ ♪	保健師 (高齢障害支援係)
一 戸 拓 仁	♪ ♪	主事 (介護保険係)
白 戸 厳 亮	♪ ♪	主事 (地域包括支援係)
工 藤 和 彦	♪ 民生保護課	保護係長

事務局 市民生活部 民生保護課 (民生係)

計画策定経過

年 月 日	内 容
平成20年 9 月24日	社会福祉協議会・市民生活部内担当者打合せ
平成20年10月 3 日	策定委員会設置要綱策定
平成20年10月 6 日	作業部会員任命
平成20年10月21日	第 1 回作業部会
平成20年11月 4 日	民生委員児童委員へアンケート配布・回収依頼
平成20年11月 4 日	策定委員会委員推薦依頼
平成20年12月 8 日	第 2 回作業部会
平成20年12月25日	第 1 回策定委員会
平成21年 1 月21日	地域福祉懇談会開催 2月25日まで 市内11会場
平成21年 1 月23日	第 3 回作業部会
平成21年 2 月13日	第 4 回作業部会
平成21年 2 月28日	第 2 回策定委員会
平成21年 3 月 4 日	第 5 回作業部会
平成21年 3 月17日	第 6 回作業部会
平成21年 3 月25日	第 3 回策定委員会

平川市地域福祉計画

平成21年3月

発行 市民生活部 民生保護課

平川市民憲章

わたくしたちは、自然と風土に恵まれ、歴史と伝統にはぐくまれた、人情のあつい平川市民です。

わたくしたちは、米とりんごの名産地、いで湯と景観の名勝地であることを誇りとし、ひと・家庭・地域・産業がきらめく、活力にみちた平川市発展のためにこの憲章を定めます。

- 1 自然と環境を守り 大切にしあう美しいまちをつくります
- 1 歴史と伝統を尊び 学びあう文化の香り高いまちをつくります
- 1 働くことに誇りをもち 喜びあう活気のあるまちをつくります
- 1 やすらぎをはぐくみ 助けあうあたたかいまちをつくります
- 1 健康づくりをすすめ 笑顔でふれあう明るいまちをつくります

平成20年4月1日

平川市の花・鳥・木（平成19年1月1日制定）



「原画 工藤哲彦」